

08.07.16

# 府中市福祉計画の 考え方と施策の方向について

～安心していきいきと暮らせるまちづくりに向けて～

## 素 案

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画編

平成20年7月

府 中 市

# 目次

第1編 府中市福祉計画 .....	1
序章 府中市福祉計画の見直しにあたって.....	2
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 計画見直しのポイント .....	5
(1) 福祉のまちづくり推進計画を策定.....	5
(2) 高齢分野の制度改正への対応.....	5
(3) 障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定.....	5
3 計画の位置づけと構成 .....	6
(1) 計画の位置づけ.....	6
(2) 計画の構成.....	7
4 計画の期間 .....	8
5 策定体制 .....	8
第1章 府中市をとりまく現状 .....	9
1 人口・世帯 .....	10
2 少子・高齢化 .....	11
3 市民生活 .....	12
第2章 福祉計画の考え方 .....	13
1 福祉計画の基本理念と基本視点 .....	14
2 府中市がめざす新しい福祉社会に向けて .....	16
3 分野別計画を推進するにあたっての考え方 .....	17
4 福祉計画の課題 .....	18
(1) 高齢者保健福祉分野.....	18
(2) 障害者分野.....	18
(3) 地域福祉・福祉のまちづくり分野.....	18
5 福祉計画の施策体系 .....	20
6 重点施策 .....	22
(1) 福祉計画全体で進める重点施策.....	22
(2) 分野別計画の重点施策.....	24
7 福祉エリアの設定 .....	28

第2編	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）	33
第3編	障害者計画・障害福祉計画（第2期）	35
第4編	地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画	37
第1章	地域福祉を取り巻く現状	38
1	地域福祉を取り巻く現状	39
	（1）利用者本位の福祉	39
	（2）市民の協働による地域福祉	40
	（3）新たな福祉課題への対応	44
	（4）バリアフリーのまちづくり	46
2	計画の体系	48
第2章	地域福祉計画の目標に向けた取組み	50
目標1	利用者本位の仕組みづくりのために	51
	（1）情報収集の拡充	51
	（2）わかりやすく利用しやすい情報提供の推進（情報のバリアフリー）	51
	（3）相談・権利擁護事業の充実	52
	（4）福祉サービスの質の確保	53
	（5）幅広く使いやすい制度の推進（制度のバリアフリー）	54
目標2	安心して暮らせるまちづくりをめざして	56
	（1）日常生活の支援	56
	（2）地域（在宅）への移行支援	57
	（3）健康づくり・介護予防の推進	58
目標3	いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために	60
	（1）支援ネットワークの推進	60
	（2）パートナーシップの推進	61
	（3）防災・防犯のまちづくり	62
目標4	みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして	64
	（1）互いに理解し助け合う福祉意識の醸成（心のバリアフリー）	64
	（2）地域福祉活動の促進	65
	（3）社会参加の促進	66

(4) 多様な人材の育成・確保 .....	67
<b>目標5 福祉のまちづくりをめざして（物理的なバリアフリー） .....</b>	<b>69</b>
(1) 移動ルート確保 .....	69
(2) 施設 .....	70
(3) 交通 .....	73
(4) サイン .....	73
(5) 案内・誘導 .....	74
<b>第5編 計画の推進体制 .....</b>	<b>77</b>
1 地域に密着した福祉の展開 .....	78
2 市民等との協働による推進 .....	78
3 横断的な庁内推進体制の整備 .....	79
4 PDCAサイクルの仕組みの構築 .....	79
5 活動財源の確保 .....	80
6 東京都や国への要望 .....	80
<b>参 考 資 料 .....</b>	<b>81</b>
1 府中市福祉のまちづくり推進審議会・同小委員会 .....	82
(1) 委員名簿 .....	82
(2) 検討経過 .....	82
2 アンケート調査の概要 .....	85

# 第1編 府中市福祉計画

## 序章 府中市福祉計画の見直しにあたって

# 序章 府中市福祉計画の見直しにあたって

## 1 計画策定の趣旨

---

平成12年の社会福祉法改正により、地域福祉は対象も担い手もすべて市民を中心としたものへと転換しました。これを受け、府中市においても平成15年に『安心していきいきと暮らせるまちづくりーみんなでつくる、みんなの福祉ー』を基本理念に掲げた「府中市福祉計画」を策定し、計画的、総合的に福祉を推進してきました。

それから5年が経過し、少子・高齢化のさらなる進行、団塊世代の地域還流など、社会状況の急激な変化のもと、地域をとりまく課題は複雑化し、求められる福祉施策もより多様化・高度化してきました。

この間、高齢者分野では介護保険制度改正に対応した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第3期）」、障害者分野では障害者自立支援法制定に対応した「障害福祉計画」を策定しました。

また、次世代育成支援対策推進法の施行に伴い、「次世代育成支援行動計画(前期計画)」を策定しました。

関連する分野では府中市保健計画「健康ふちゅう21」を策定しました。

また平成20年度からは医療制度改革も始まったこともふまえ、福祉を取り巻く制度はこれからも大きく変わることが予想されています。このような変化に対応していくためには、各分野が相互に連携し、総合的に施策展開を行うことが求められています。

また平成20年度からスタートした「第5次府中市総合計画後期基本計画」では、さまざまな地域課題への対応や将来を見据えた市政運営をめざして、第5次総合計画の基本構想に示されている都市像である「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」の実現をめざした施策を展開しています。この中でも健康・福祉分野は基本目標のひとつとして、重点プロジェクトにも掲げられています。

府中市福祉計画は、以上のような状況をふまえ、「地域福祉計画」と「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画」を新たに策定し、既存計画とも整合を図りながら、福祉の総合的な計画としていくことにしたものです。

## 社会の潮流

- 少子・高齢化、核家族化の進行、国全体としては人口減少傾向へ
- 高度情報化の進展、国際化・ボーダレス化
- 市民の価値観・ライフスタイルの変化
- 女性の就業率の上昇、男女共同参画
- 地方分権と都市間の競争激化、市民参画の住民自治への変革
- 地域コミュニティ意識の変化（プライバシー重視、助け合い希薄化）
- 平成 19 年度から団塊世代の地域還流が始まる
- 新たな福祉問題の顕在化（児童虐待、DV、高齢者虐待、ニート）

## 法制度の動き

### 【国の動き】

- ・社会福祉事業法、社会福祉法に改称・改正（平成 12 年度）
- ・介護保険法施行（平成 12 年度）
- ・局長通達「地域福祉計画指針（一人ひとりの住民への訴え）」（平成 14 年度）
- ・社会福祉法 107 条施行（平成 15 年度）
- ・次世代育成支援対策推進法施行（平成 17 年度）
- ・介護保険法改正（平成 17 年度）
- ・障害者自立支援法施行（平成 18 年度）
- ・バリアフリー新法、住生活基本法施行（平成 18 年度）
- ・障害者基本法改正 9 条施行（平成 19 年度）

### 【東京都の動き】

- ・福祉のまちづくり条例制定（平成 9 年度）・改正（平成 12 年度）
- ・地域福祉推進計画（三相計画）（平成 9 年度～平成 14 年度）
- ・東京都福祉改革ビジョン・福祉改革 STEP II（平成 12 年度～）
- ・福祉健康都市東京ビジョン（平成 18 年度）
- ・建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン（平成 19 年度）
- ・東京の福祉保健の新展開 2008（平成 19 年度）

### 【府中市の動き】

- ・府中市地域まちづくり条例（平成 15 年度）
- ・府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン（平成 19 年度）

## 後期基本計画の重点プロジェクト

- ★ 子育て支援策を支援します
- ★ 高齢者の生きがいづくりを支援します
- ★ 水と緑のネットワーク化を推進します
- ★ 府中基地跡地留保地内に公園を整備します
- ★ 資源循環を推進します
- ★ 地域の防犯・防災対策を強化します
- ★ 地域力を生かした教育活動を推進します
- ★ けやき並木を調和した魅力あるまちづくりを促進します

## 2 計画見直しのポイント

---

計画の見直しにあたっては、次のような視点から、見直しを行っています。

なお、次世代育成支援行動計画については、前期計画期間が平成16年度～平成21年度、後期計画期間が平成22年度～平成26年度であるため、後期計画については平成20年度、平成21年度の2年間で策定する予定です。

### (1) 福祉のまちづくり推進計画を策定

府中市では、これまで平成8年に定めた「府中市福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進してきました。さらに平成16年に「府中市交通バリアフリー基本構想」、平成19年に「府中市福祉のまちづくり ユニバーサルデザインガイドライン」を策定してきました。

本計画はこれらの取組みをふまえ、これまでの「地域福祉計画」に加え、新たに「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定し、ハード・ソフト両面からの地域福祉と福祉のまちづくりを推進します。

### (2) 高齢分野の制度改正への対応

先の介護保険制度改革では「予防重視型システム」が導入され、府中市でも地域包括支援センターを中心とした「介護予防」が展開されてきました。

しかし医療制度改革等により、高齢者を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。「高齢者の医療の確保に関する法律」のスタートによる「特定健診・特定保健指導」の開始、また介護療養型医療施設の廃止など療養病床の再編など、今後も高齢者が住み慣れた地域で生涯にわたり元気で自立して生活を送れるよう見直しを行います。

### (3) 障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定

府中市では平成18年度に障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画（第1期）」を策定し、三障害のサービスの一元化をめざし、目標設定を行いました。

今回は、障害者計画の見直しも行うなかで障害福祉計画（第2期）を策定することになり、新たな法体系に基づく障害者施策の体系化を行うとともに、目標設定を行います。

### 3 計画の位置づけと構成

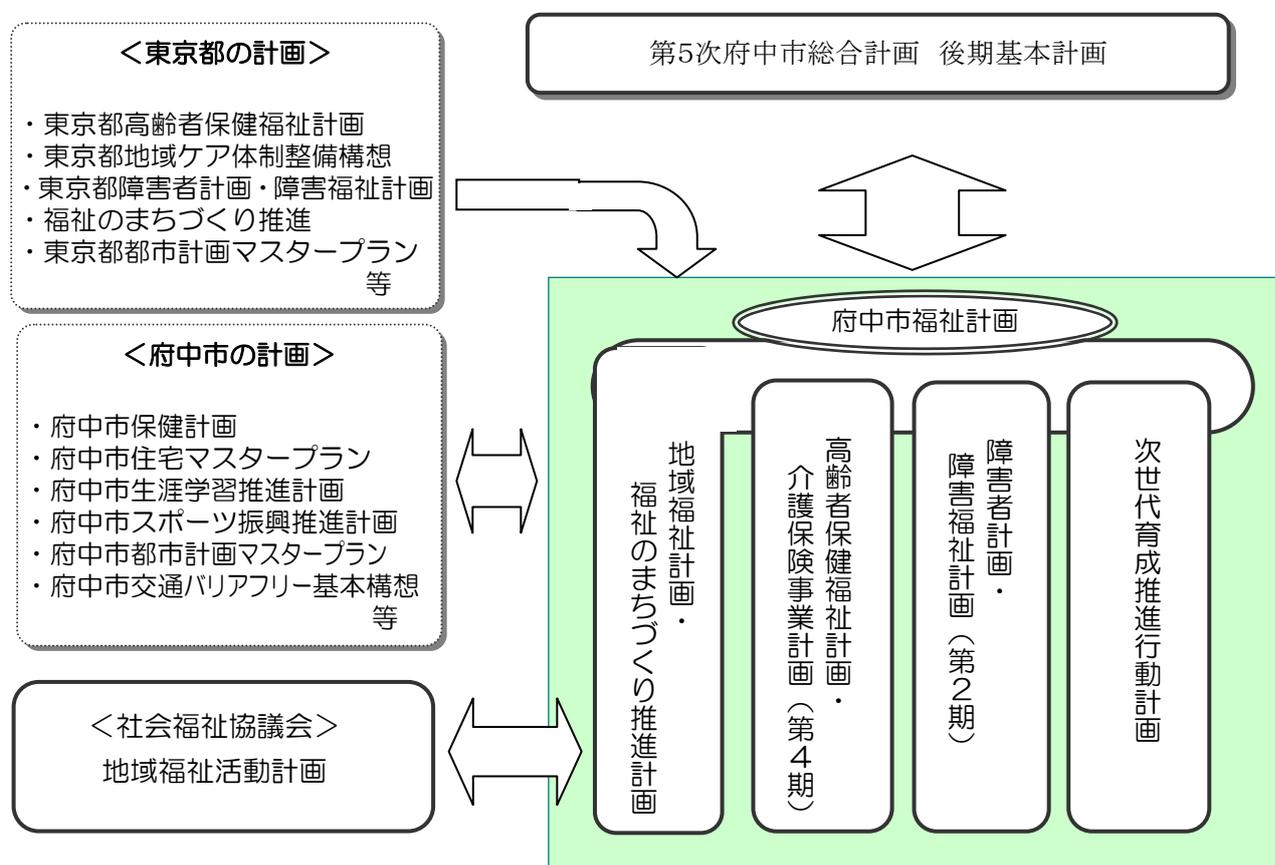
#### (1) 計画の位置づけ

「府中市福祉計画」は、「第5次府中市総合計画 後期基本計画（平成20年度～25年度）」を上位計画とする計画です。

「府中市福祉計画」は、地域福祉分野の「地域福祉計画」「福祉のまちづくり推進計画」、高齢者分野の「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」、障害者分野の「障害者計画」「障害福祉計画」、子育て支援分野の「次世代育成推進行動計画」を含む計画です。

「府中市福祉計画」は、府中市の福祉分野の総合計画として、他の保健医療関連計画とも整合した計画であり、また、府中市の生涯学習や都市計画・まちづくりなど他の生活関連分野の計画とも連携した計画です。

なお、「地域福祉計画」については、府中市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図っています。



## (2) 計画の構成

福祉計画を構成する計画の、根拠法などは次の通りです。

### 【高齢者分野】

○高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8「市町村老人福祉計画」です。

老人保健法は、平成 18 年に「高齢者の医療の確保に関する法律」と改められ、策定が義務付けられていた市町村老人保健計画の規定が削除されました。

○介護保険事業計画は、介護保険法第117条「市町村介護保険事業計画」です。

療養病床再編の動きを受けて、東京都地域ケア体制整備をふまえた検討をしています。  
また、平成 20 年 7 月に発出された「介護保険事業に係わる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）」に基づき検討しています。

### 【障害者分野】

○障害者計画は障害者基本法第9条第3項「市町村障害者計画」です。

○障害福祉計画は障害者自立支援法第88条「市町村障害福祉計画」です。

障害者自立支援法の見直しについては平成 20 年 5 月に八都県市首脳会議から、抜本的な見直しに関する提案を行っています。それらを受けた国の動向等も勘案しながら策定を進めています。

### 【次世代育成支援分野】

○次世代育成支援推進行動計画は次世代育成支援対策推進法第8条「市町村行動計画」です。

次世代育成支援対策推進法に基づき、前期計画の計画期間は平成 17 年度～21 年度です。平成 22 年度から 26 年度までの後期計画は現在改定作業中であり、平成 21 年度に策定してまいります。

### 【地域福祉分野】

○地域福祉計画は、社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」です。

社会福祉法第 107 条には、次のような項目を盛り込むことが定められています。

- ① 社会福祉に関する活動への住民の参加促進
- ② 社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- ③ 福祉サービスの適切な利用の促進

○平成19年8月10日付通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」に基づき、地域福祉計画には要援護の情報の把握と災害時などのよう援護者支援を盛り込むことが定められました。

○福祉のまちづくり推進計画は、「府中市福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画です。

## 4 計画の期間

この計画の期間は、平成 21 年度（2009 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 6 年間とします。計画期間の一覧は次のとおりです。

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
府中市福祉計画	福祉計画			現・福祉計画（平成 15～20 年度）						新・福祉計画（平成 21～26 年度）					
【高齢者分野計画】 高齢者保健福祉計画 （老人福祉法）	高齢者保健福祉計画			高齢者保健福祉計画			高齢者保健福祉計画			高齢者保健福祉計画			高齢者保健福祉計画		
介護保険事業計画 （介護保険法）	介護保険事業計画（第 1 期）			介護保険事業計画（第 2 期）			介護保険事業計画（第 3 期）			介護保険事業計画（第 4 期）			介護保険事業計画（第 5 期）		
【障害者分野計画】 障害者計画 （障害者基本法）	障害者計画（※ 1）			障害者計画						障害者計画					
障害福祉計画 （障害者自立支援法、H18～）							障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画		
次世代育成支援行動計画 （次世代育成支援 対策推進法、H17～）	府中子どもプラン（※ 2）			子育て支援計画											
							次世代育成支援行動計画（前期）			次世代育成支援行動計画（後期）					
【地域福祉計画】 地域福祉計画 （社会福祉法、H15～）				地域福祉計画						地域福祉計画					
福祉のまちづくり推進計画 （府中市福祉のまちづくり条例）										福祉のまちづくり推進計画					

## 5 策定体制

計画策定にあたっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し、計画に反映していくため、検討組織への公募市民の参加、アンケート調査等の実施などさまざまな形で市民参加を図りました。

（検討組織とアンケート調査の結果については、資料編を参照）

## 第1章 府中市をとりまく現状

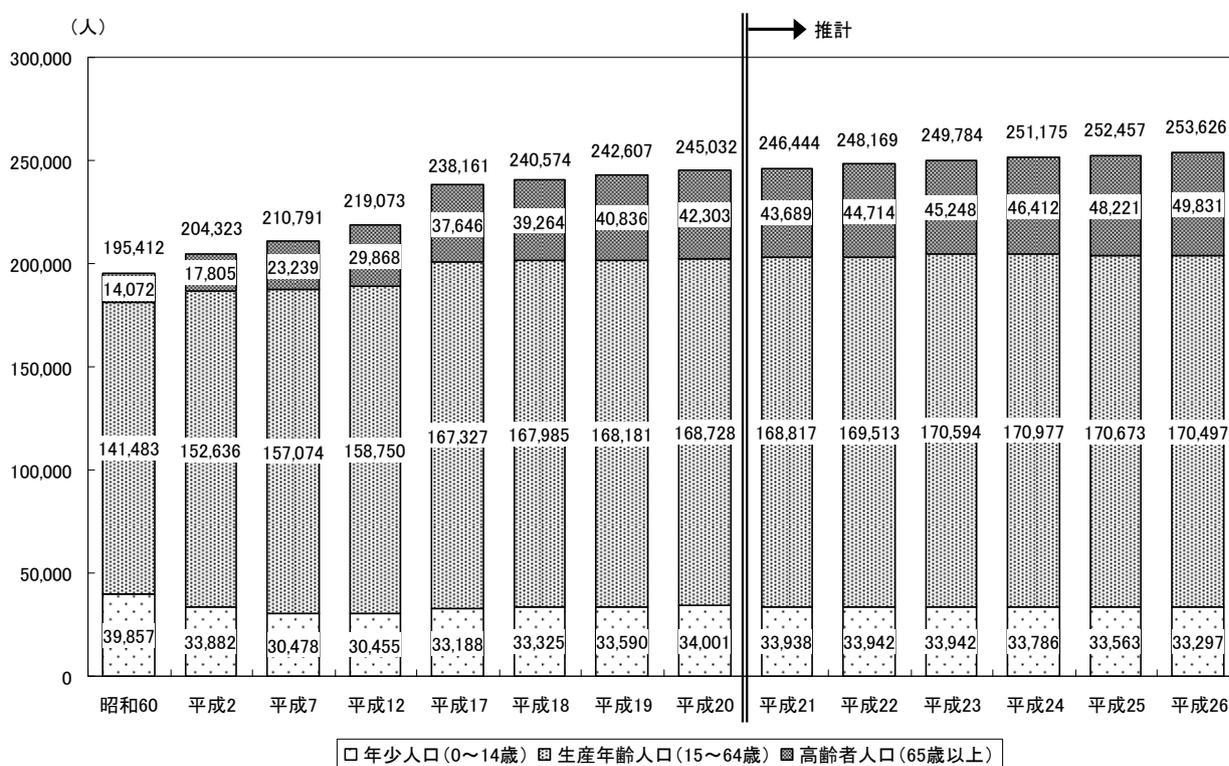
# 第1章 府中市を取り巻く現状

## 1 人口・世帯

府中市の人口は増加傾向にあり、平成20年4月1日現在、24万5,032人です。65歳以上の老年人口は平成12年から17年の5年間で8千人以上増加し、平成20年現在、42,303人です。人口推計によると、府中市の人口は今後も緩やかな増加傾向にあり、高齢化がますます進むと予測されています。

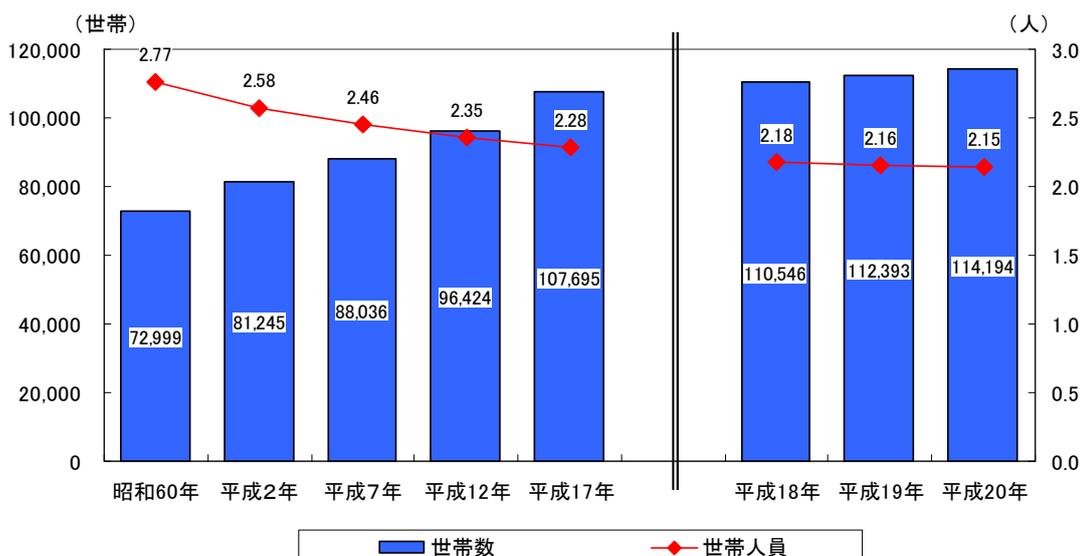
また、世帯数は11万4,194世帯で、増加傾向にあります。しかしながら世帯人員は縮小傾向にあり、小世帯化が進んでいます。

図表 人口の推移・推計（府中市）



出典：昭和60年～平成20年までは住民基本台帳（4月1日現在）  
平成21年以降は府中市推計による

図表世帯数及び世帯人員の推移（府中市）



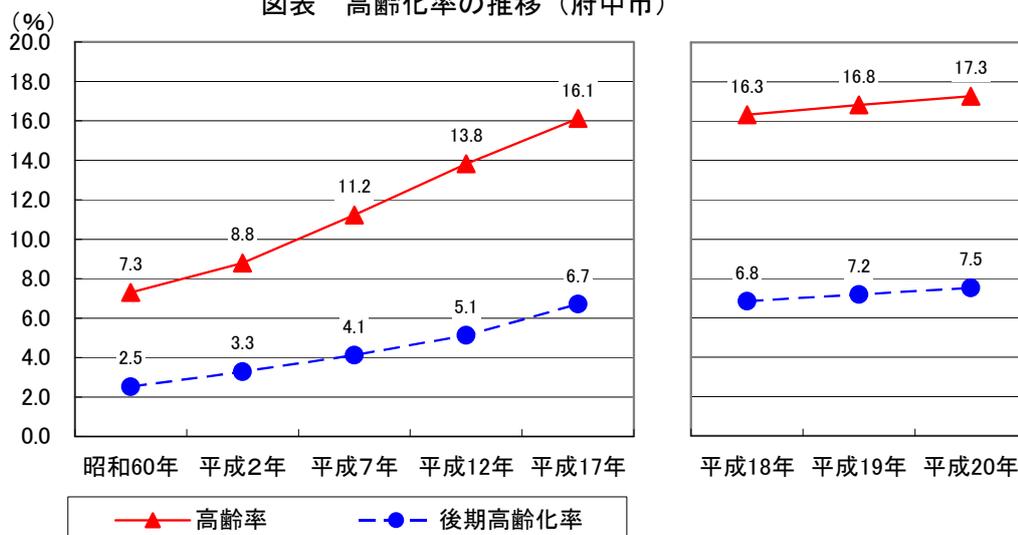
出典：昭和60年から平成17年は国勢調査  
平成18年から平成20年は住民基本台帳人口

## 2 少子・高齢化

府中市の65歳以上の高齢化率は平成20年現在17.3%、75歳以上の後期高齢化率は7.5%です。府中市の高齢化の進行は、全国、東京都に比べると緩やかに進んでいるといえます。

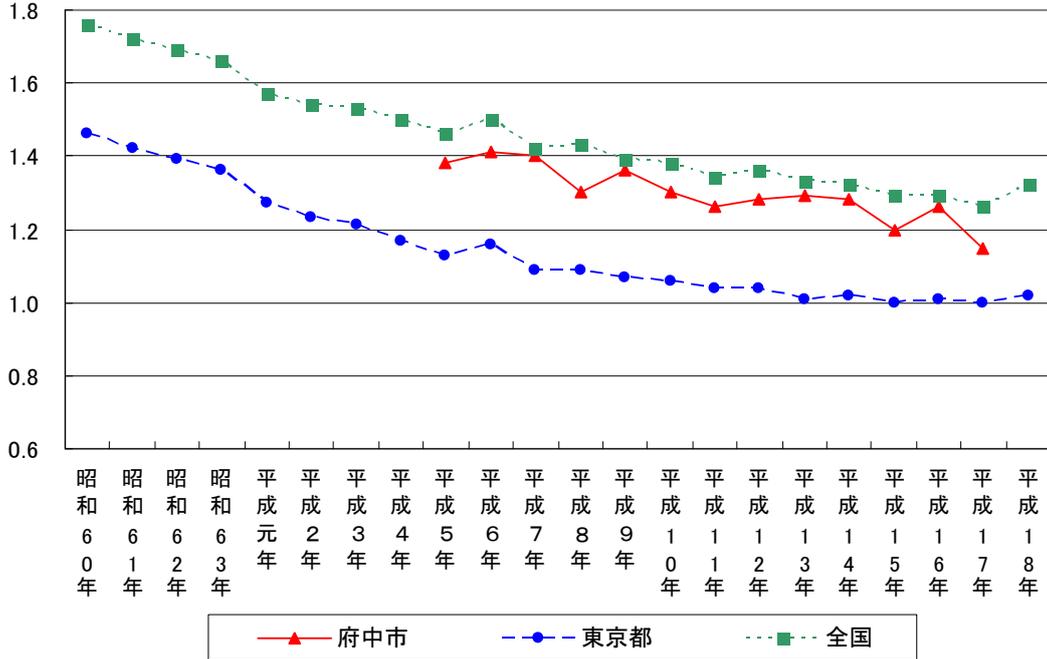
府中市の合計特殊出生率は東京都平均に比べ高く推移しており、都市部の中でも少子化が比較的緩やかに進んでいるといえます。しかし、平成17年には合計特殊出生率は1.2人を下回り、少子化傾向は着実に進んでいます。

図表 高齢化率の推移（府中市）



出典：昭和60年から平成17年は国勢調査  
平成18年から平成20年は住民基本台帳人口

図表 合計特殊出生率の推移（国、東京都、府中市）

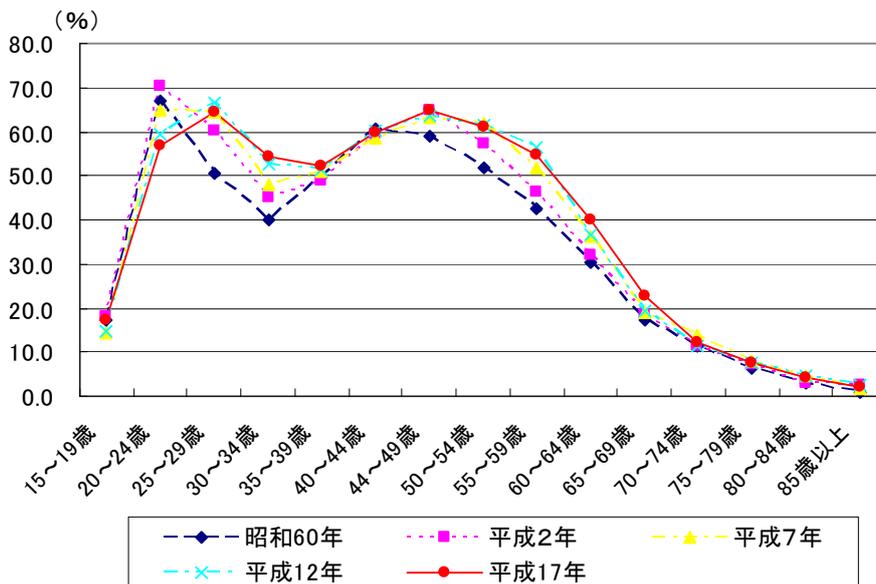


出典：人口動態統計

### 3 市民生活

府中市の女性の年齢別の労働力率の推移を見ると、女性の労働力率は全体的に高まっており、労働力率が低下する30代前半の労働力率は、昭和60年から平成17年までに約15%高くなっています。20代、30代、40代の労働力率の差は縮まっており、子育て期の女性のライフスタイルの変化により仕事をもつ人が増えていることがうかがえます。

図表：女性の労働力率の推移（府中市）



出典：国勢調査

## 第2章 福祉計画の考え方

## 第2章 福祉計画の考え方

### 1 福祉計画の基本理念と基本視点

---

府中市の第5次総合計画後期基本計画では、「人間性の尊重」を基本理念に掲げ、「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」の実現めざし、「安心していきいきと暮らせるまちづくり」のなかで福祉を推進しています。

地域社会に目を向けると、少子高齢化、家族の縮小、ライフスタイルの多様化や価値観の変化等はますます進み、これまで安心していきいき暮らせるまちづくりを支えてきたきずなが失われつつある状況にあります。

本計画では、府中市がこれまで展開してきた福祉分野における基本理念、基本視点を継承しながら、新たに顕在化する地域の課題を、より幅広い地域の人々と行政、福祉関係者が互いに協力して解決していきます。

それにより、すべての市民が人として尊重され、生涯にわたって地域で自立していきいきと生活できる豊かな社会を築いていくことをめざします。

#### 基本理念

安心していきいきと暮らせるまちづくり

—みんなでつくる、みんなの福祉—

#### 基本視点

- 1 利用者本位の福祉サービスの実現
- 2 生涯にわたって「自立」を支える福祉の実現
- 3 地域で支える福祉の実現
- 4 市民参加と協働による幅広い福祉の実現

## 1. 利用者本位の福祉サービスの実現

利用者が福祉サービスを選択する制度への転換が一層進むなかで、十分な情報提供、相談体制の充実、利用者の人権の尊重と保護など、利用者本位の福祉サービスの実現を目指します。

## 2. 生涯にわたって「自立」を支える福祉の実現

市民一人ひとりの尊厳を重視し、サービスを利用する人々が地域で心身ともに健やかに、生涯にわたって自立した生活を送ることができる福祉の実現を目指します。

## 3. 地域で支える福祉の実現

行政だけでなく、福祉関係の機関・団体・施設、民間事業者、福祉NPO、ボランティア団体、あらゆる市民等との連携・協力体制により、地域で支える福祉の実現を目指します。

## 4. 市民参加と協働による幅広い福祉の実現

身近な地域社会において、人と人との絆を大切にしながら、市民自らが参加し、自発的に支えあい、さまざまな主体と協働して進める幅広い福祉の実現を目指します。

## 2 府中市がめざす新しい福祉社会に向けて

地域社会の中で、社会的排除が深刻となっている背景には、急激な社会の変化とあわせ、先に挙げたような共に支えあう機能が脆弱化したり、地域でのコミュニケーションが希薄化している点が指摘されています。

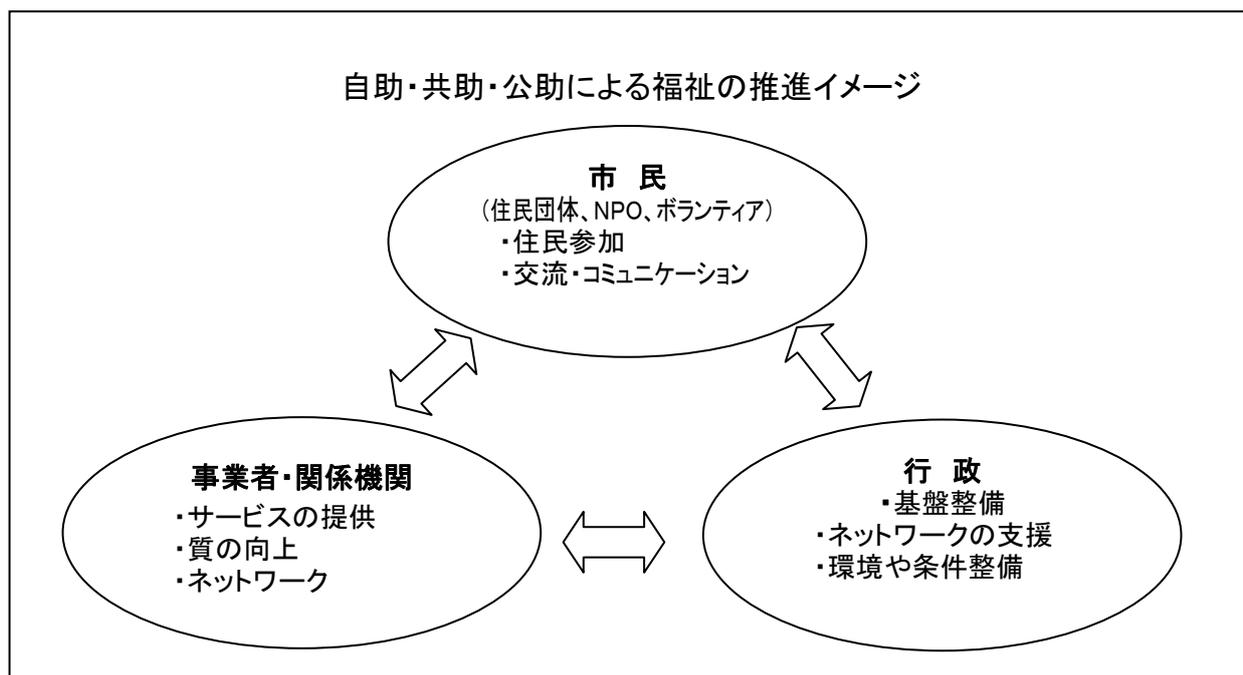
自助、共助、公助という考え方がありますが、この3つは相互に関係し合いながら成り立っています。市民が一生にわたり、学び、働き、集い、さらに高齢になっても自分らしい健康で豊かな人生を送るためには、「自助」の努力はもとより、支えあう「共助」のしくみが重要です。さらに介護や介助が必要となったときの社会的サービスの基盤としての「公助」の仕組みも重要です。

今後はこうした「自助」を補う、「共助」の支えがますます必要になると考えますが、それに加え、「公助」では解決のできない地域課題を解決するための「共助」の役割も大きくなると考えます。

このように、福祉計画では改めて地域社会の「共助」をとらえなおし、新しい社会に向けたしくみづくりをすることが必要です。

ここでいう「共助」とは、町内会や自治会など従来の組織のみをさすのではなく、違った視点や方法によるものも含まれます。テーマも、「福祉」だけでなく、「教育」、「文化」、「労働」、「コミュニケーション」など幅広いものが考えられ、それにより、ソーシャルインクルージョンの実現が出来るものと考えます。

府中市ではこうした考えのもと、今後、市民、関係団体、行政が協働して新しい共助づくりに取り組んでいきたいと考えます。



### 3 分野別計画を推進するにあたっての考え方

---

福祉計画を構成する分野別の計画を推進するにあたっての基本的な考え方は次の通りです。

#### (1) 高齢者保健福祉分野

安心していきいきと暮らせるまち

高齢者保健福祉計画の理念の部分の文章化。  
尊厳の尊重／自立支援とは（介護予防の考え方）。  
自ら福祉を支え創造する

#### (2) 障害者分野

障害がある人もない人も、  
市民すべてが安心して自立した暮らしができるまち

障害者計画の理念の部分の文章化。  
府中市が考える自立（自律）支援  
すべての市民のための計画

#### (3) 地域福祉・福祉のまちづくり分野

ともに支え合いながら、暮らしていける社会をめざす

ソーシャル・エクスクルージョン（社会的排除）が大きな問題となっており、貧困者やホームレスなど社会から排除されている人や、社会的孤立や虐待、DV被害、認知症高齢者など支援が必要な人など、これらの課題を福祉計画全体で積極的に取り上げることが必要になっています。

府中市ではソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）という考え方に基づき、支援が必要な人々を地域の構成員として連帯の中に積極的に組み込み、またともに支え合いながら、暮らしていける社会をめざします。

## 4 福祉計画の課題

---

### (1) 高齢者保健福祉分野

- ① 老人保健事業再編への対応
- ② 地域包括ケアの充実
- ③ 介護予防の推進
- ④ 認知症総合対策
- ⑤ 災害時要援護者の支援
- ⑥ サービス・ボランティア等の担い手の確保・育成
- ⑦ 住まいの選択肢を広げる
- ⑧ 療養病床再編への対応

### (2) 障害者分野

- ① 適切なサービス量の確保
- ② 「制度」だけでは対応しきれない多様なニーズへの対応
- ③ 障害種別を超えた協働と連携
- ④ 潜在化する介助ニーズの点検
- ⑤ 就労機会の創出
- ⑥ いわゆる「福祉的就労」の底上げ
- ⑦ サービス事業者等の体力強化への支援
- ⑧ 「災害弱者」・「犯罪弱者」を出さないシステムの構築
- ⑨ ノーマライゼーションの推進
- ⑩ 障害者関係団体の活動の活性化
- ⑪ 難病患者の経済的ニーズへの対応
- ⑫ 相談事業・情報提供の充実

### (3) 地域福祉・福祉のまちづくり分野

- ① 利用者支援の充実
  - ◎ 地域に密着した相談体制の整備
    - ・ ひとつの窓口でさまざまな生活相談に対応する総合相談の充実
    - ・ 休日や夜間の開設など、利用しやすい相談体制の整備
  - ◎ 新しい情報提供のあり方の必要性（アクセスの確保）
    - ・ 障害への配慮や多国語への対応なども含めた新しい情報提供のあり方の検討
  - ◎ 人権の尊重（権利擁護）

- ・ 児童の権利に関する条約、成年後見制度など、人権の尊重を重視した権利擁護体制の充実
- ② 市民の安心確保への支援
- ◎ 制度のすきまにある市民の支援
    - ・ あらゆる市民が地域で安心して住めるよう、自立や社会参加への支援の充実
    - ・ ソーシャルインクルージョンの考え方の普及・啓発
  - ◎ 孤立しがちな市民への支援
    - ・ 暴力の早期発見への取り組みや通報義務の普及、地域の見守り活動など地域住民による支援の推進
  - ◎ 地域への移行支援
    - ・ 精神障害者等の地域生活への移行に向けた、相談支援、住居サポート、住民への理解促進などの支援の充実
- ③ 連携・協働による福祉の推進
- ◎ 地域での助け合いのネットワークづくり
    - ・ 行政、事業者、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等の連携・協働体制の整備
  - ◎ 小地域活動の推進
    - ・ 社会福祉協議会を中心に文化センター圏域で進められている小地域活動のさらなる充実
  - ◎ 災害時の不安への対応、早急な仕組みづくり
    - ・ 福祉分野と消防との連携など、災害時における地域の協力体制の整備
- ④ 市民参加による福祉の推進
- ◎ 互いに助け合いともに生きる意識の醸成
    - ・ 学校教育など子どもたちからの福祉意識の醸成
  - ◎ 地域における住民の参加、交流の機会拡大と活動支援
    - ・ ワークショップや懇談会等地域住民同士が集まり直接参加できる仕組みの検討
  - ◎ 団塊の世代の健康・生きがいづくり
    - ・ 団塊の世代に向けた健康づくりや地域参加、生きがいづくり等の支援
  - ◎ 新しい人材の育成・確保
    - ・ 福祉従事者の育成と確保および活動のすそ野を広げる人材育成の仕組みづくり
- ⑤ ユニバーサルデザインの推進
- ◎ ユニバーサルデザインの推進
    - ・ ユニバーサルデザインに基づいたハード、ソフト両面のバリアフリーの整備

## 5 福祉計画の施策体系

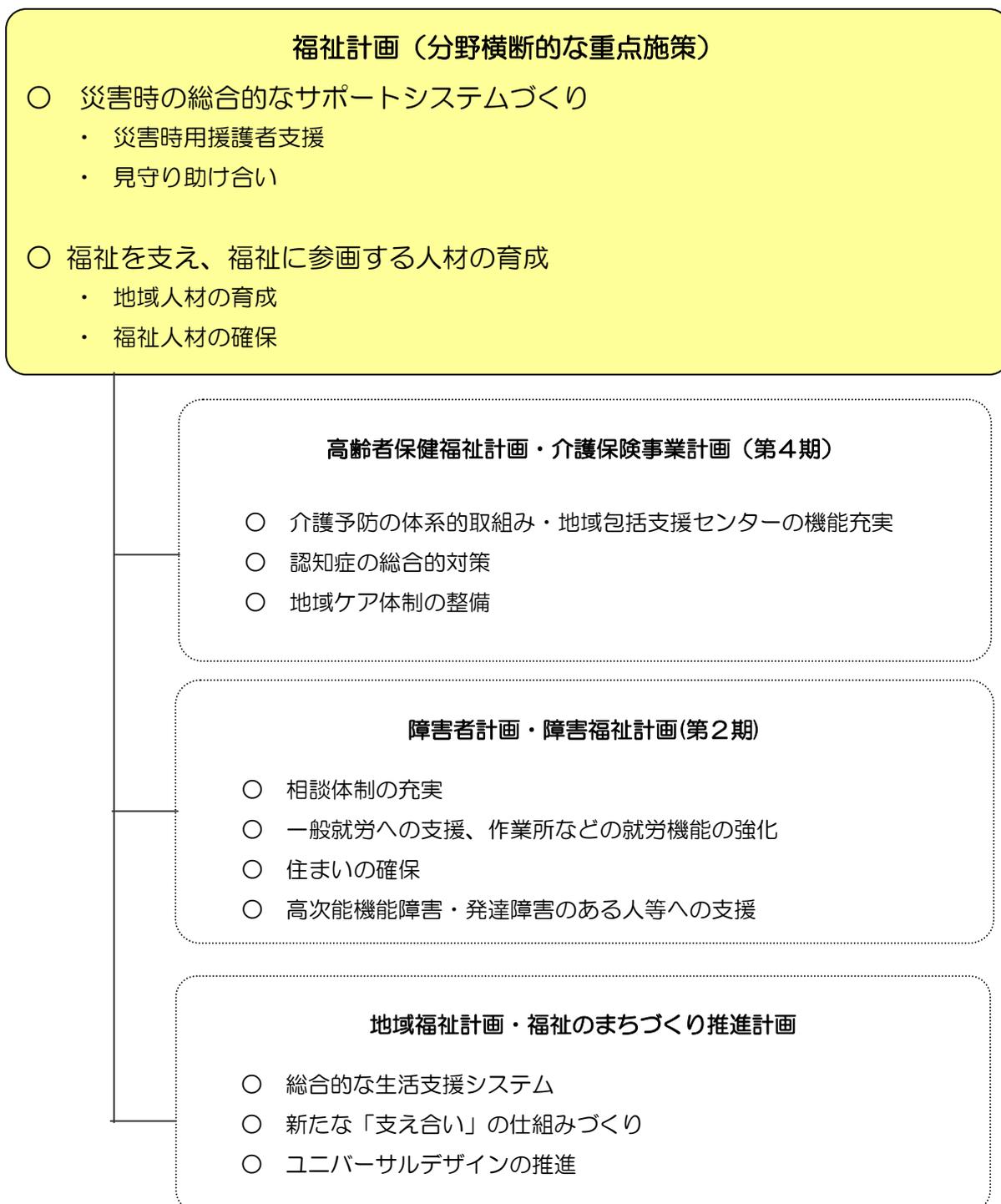
---

( 別 紙 )



## 6 重点施策

### (1) 福祉計画全体で進める重点施策



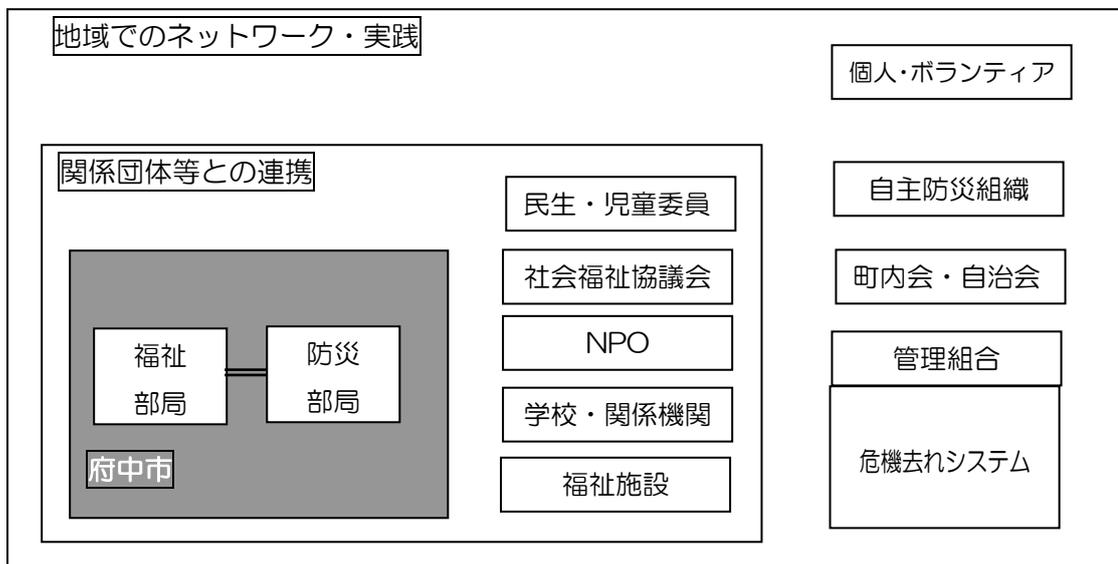
## ① 災害時の総合的なサポートシステムづくり

災害や緊急時等に迅速な支援を実施するため、福祉部局と防災部局の連携を図り、庁内に関係部局から構成する連絡会議を設置します。さらに庁内連絡会議に加え、関係機関、団体とも連携した支援会議を設置します。

サポートシステムとして、災害、緊急時の救済や安否確認の充実を図ることができるよう、災害時要援護者支援システムを構築します。

また、地域全体で、災害や防災に関する知識・情報を共有し、日ごろの備えとあわせ災害時にどう対応し、行動していくかの対策を盛り込んだ指針を作成し、町会・自治会等の地域団体と連携を図ります。

### ■ 災害時の総合的なサポートシステムのイメージ ■



## ② 福祉を支え、福祉に参画する人材の育成

福祉を推進していくためには、その担い手として介護や介助にあたる専門職から多様な市民までさまざまな人材を確保、育成していくことが必要です。

府中市全体として、福祉を支え、福祉に参画する人材の育成を進めるために、次のような方針のもとで、社会福祉協議会とも連携して幅広く推進していきます。

### ＜基本的な考え方＞

- 新たな人材の参画を支援する
  - ・ 団塊の世代などの人的資源を活用する
  - ・ 学校等へのアプローチを進める
  - ・ 潜在的有資格者の再就職支援を進める
- 専門職の確保・育成を図る
  - ・ 研修の充実、支援を図る
  - ・ 人事交流などを支援し、働きやすい職場環境を推進する

## (2) 分野別計画の重点施策

① 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）の重点施策

② 障害者計画・障害福祉計画（第2期）の重点施策

### ③ 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の重点施策

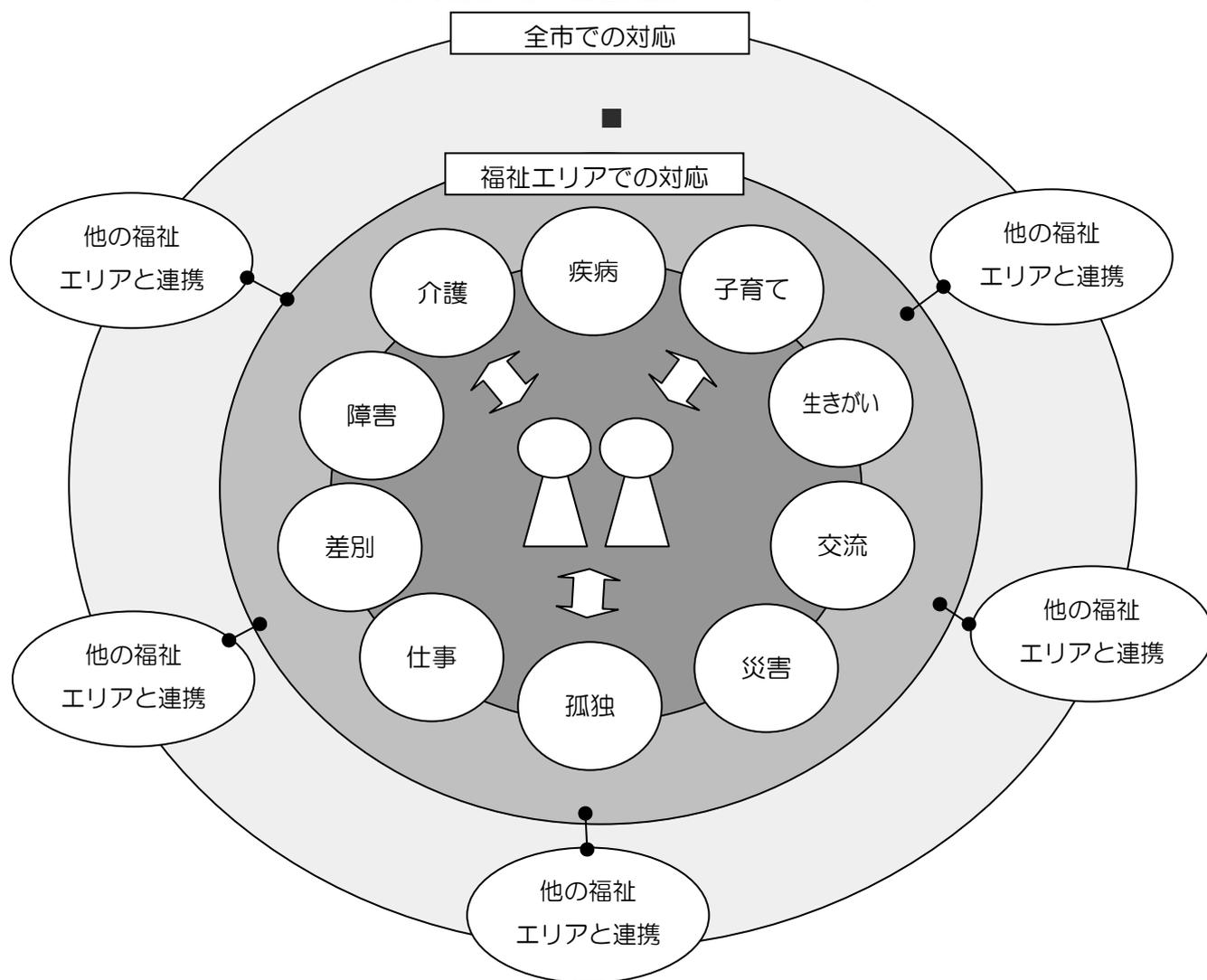
#### ア. 総合相談・生活支援システムの展開

府中市ではこれまでも、高齢者の福祉分野における身近な相談体制の整備につとめてきましたが、より複雑になりつつある生活課題を身近なところで解決していくために、障害者、子育て支援などを含む多様な分野における相談を地域で受け止め、専門的なネットワークで対応できる展開が必要です。

今後は福祉エリアごとに、福祉と保健の相談窓口の機能を充実させ、社会福祉協議会や地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障害者福祉センター、子ども家庭支援センター等相談機能の充実とあわせ、相互に連携をとりながら生活課題の把握と横断的な問題解決のネットワークを進めます。

また、休日夜間も含めた相談体制を充実し、さまざまなライフスタイルの人が相談しやすい体制づくりに向けた検討を進めます。

#### ■ 地域の総合相談・生活支援システムのイメージ ■



## イ. 新たな「支え合い」の仕組みづくり

福祉サービスは充実しつつあるなかで、制度の隙間にあるニーズ、軽度のニーズが顕在化しています。また暴力や虐待など人権を脅かす社会問題も増えています。

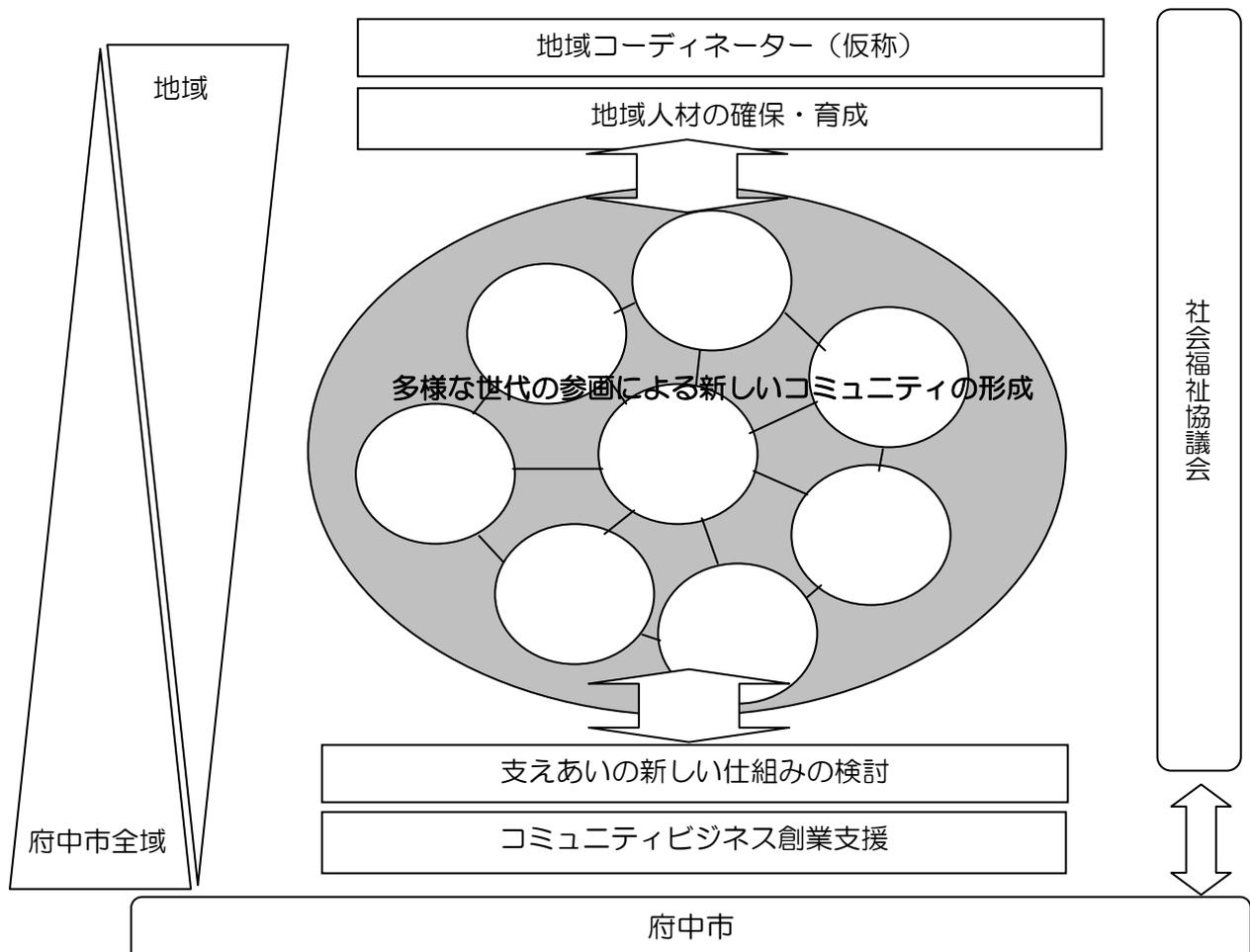
地域の帰属意識が薄れ、また地域の高齢化が進むなか、こうした地域の問題やニーズを発見し解決していくためには、新たな支えあいの仕組みが必要になってきました。また福祉サービスも充実しつつあるとはいえ、量的にも質的にもより一層の充実と、さらなる地域密着性が求められています。

こうした中、地域の問題を自分たちの課題と考え、支え合いから問題解決をしていく活動が活性化し、団塊世代を中心に社会貢献を展開する活動も始まっています。

今後これらの活動が活発になることで、介護予防はもとより、地域を変える力が備わった、真に豊かな地域社会となっていくことが期待されます。

府中市では、市民のこうした問題意識を引き出し、地域での活動へとつなげ、これらの活動を継続していく仕組みや条件、環境づくりを進めます。地域通貨など新しい支えあいのシステムは引き続き検討課題ですが、地域コーディネーター（仮称）をはじめとする地域人材の育成、コミュニティビジネスの支援などは社会福祉協議会、関連団体、自治会などと協働・連携しながら進めます。

### ■ 新たな「支え合い」の仕組みづくりのイメージ ■



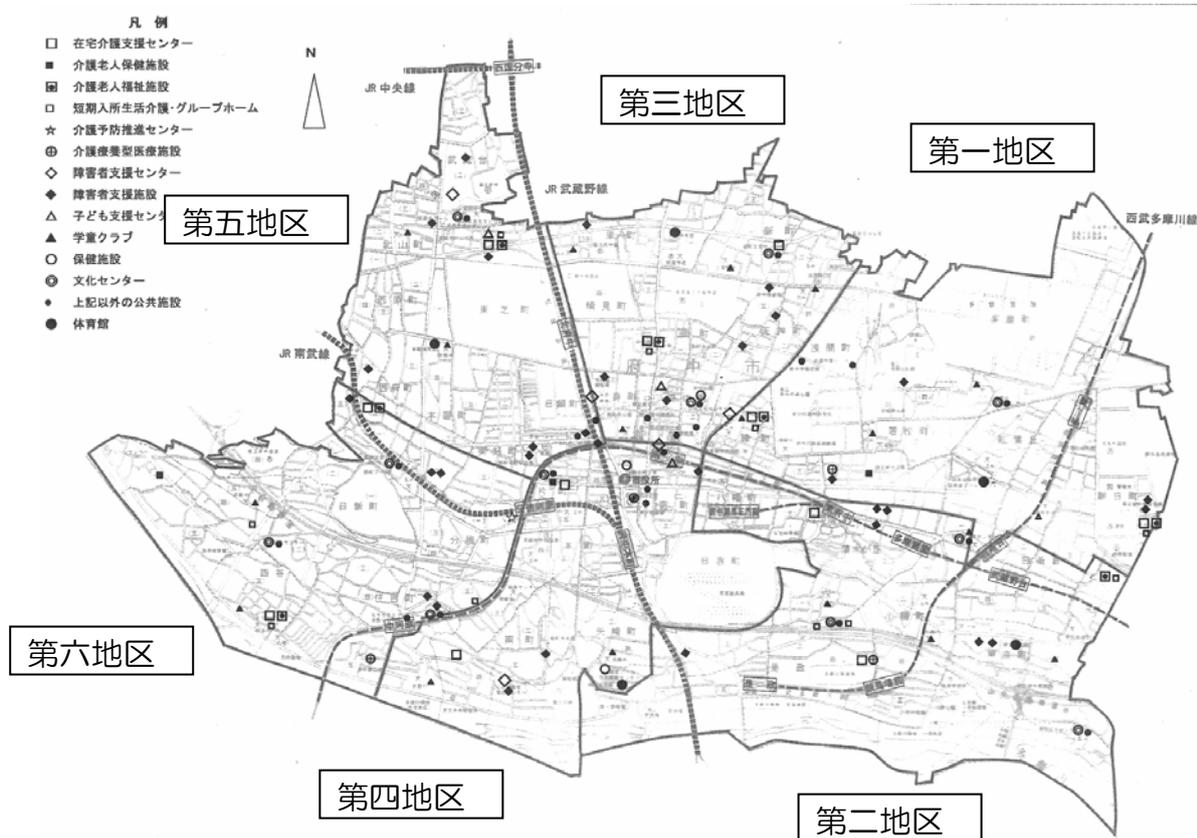


## 7 福祉エリアの設定

「みんなで作る人にやさしい、まちづくり」の実現に向けて、人口や地勢、道路や交通網、民生委員・児童委員の活動区域などを考慮して、6つの福祉エリアを定めます。

地域福祉計画では、福祉エリアごとに、点在している人や施設等の社会資源を活用して、市民それぞれにふさわしい福祉サービスを展開していきます。

図 地域福祉における福祉エリア



## 5 福祉エリア別にみた状況整理

エリア名	第1地区(エリア)	第2地区(エリア)	
エリアごとの特徴	東西に通る人見街道を中心に農業を営む古くからの住民層とマンションや宅地開発による新興住宅が組み合わされている地域。北部の多磨霊園周辺及びエルフォレストマンションは小金井市の生活圏、南北に走る西武多摩川線は地区内の生活圏を東西に区分している。	南北に走る西武多摩川線と東西に走る崖線が大きく生活圏を区分している。東部は車返団地があり大きな居住区を形成している。多磨霊園駅周辺に商業地を形成しているが、調布市の生活圏が主となる。また、西部には東京競馬場を擁し、周辺に古くからの住民を中心にコミュニティが形成されている。	
人口(H19.4.1)	49,355人	47,708人	
面積	6.85km <sup>2</sup>	6.00km <sup>2</sup>	
高齢者	支援センター	・あさひ苑高齢者在宅支援センター ・緑苑在宅介護支援センター	・しみずがおか在宅介護支援センター ・さくらんぼ在宅介護支援センター
	介護老人保健施設	・老人保健施設 ファミリート府中	
	介護老人福祉施設	・あさひ苑 ・信愛緑苑	・たちばなの園白糸台
	短期入所生活介護	・府中市立あさひ苑居宅介護支援センター ・緑苑居宅介護支援センター	・たちばなの園白糸台居宅介護支援事業所
	介護予防		
	グループホーム		・認知症対応型共同生活介護こもれび家族 ・認知症対応型共同生活介護府中
	介護療養型医療施設	・慈秀病院(療養型)	・共済会櫻井病院(療養型)
障害者	支援センター		
	支援施設	・府中朝日特別支援学校・府中特別支援学校 ・東京都府中生活実習所 ・童里夢工房	・わかまつ共同作業所 ・クラブわかまつ ・府中ひまわり園 ・たんぽぽの家 ・ホープ若松 ・府中あゆみ園
子ども	支援センター		
	学童クラブ	・第十学童クラブ ・白糸台学童クラブ ・第四学童クラブ ・若松学童クラブ ・第二学童クラブ	・南白糸台学童クラブ ・小柳学童クラブ ・第八学童クラブ
地域福祉	保健		
	文化センター	・紅葉丘文化センター ・白糸台文化センター	・押立文化センター ・是政文化センター
	上記以外の公共施設	・紅葉丘図書館 ・白糸台図書館 ・生涯学習センター ・府中市美術館 ・府中の森芸術劇場	・押立図書館 ・是政図書館
	体育館	・白糸台体育館	・押立体育館 ・日吉体育館

### 【福祉エリア(仮称)】

第1地区(エリア)～第6地区(エリア)から構成される。福祉圏域として、民生委員・児童委員の地区として、また、介護保険事業計画(第3期)の日常生活圏域となっている。

エリア名	第3地区(エリア)	第四エリア	
エリアごとの特徴	北部の東八線周辺は国分寺市と小金井市が生活圏、中部の国道20号線周辺は府中駅を中心とする商業地と大きく生活圏が分れる。北東には大きな都営住宅(新町)があり高齢者人口も集中している。また、南部の旧甲州街道周辺は古くからの住民と新興のマンション住民が組み合わせられ居住している。市中心地に近く立地条件もよく、他エリアに比べ集合住宅も多い。人口も集中するが、公共施設も集中しており、社会基盤は充実している。	エリア内は東西に走る旧甲州街道と高速道路、南北に通る下河原緑道により大きく圏域が分かれる。北部は旧甲州街道周辺の古くからの住民層と新興住民層が組み合わせられている。中部は戸建住宅が比較的多い。南部は都営住宅(南町)が立ちならび、高齢者人口も集中している。分倍河原駅、府中本町駅、中河原駅が近く交通のアクセスはよい。市中心地への移動は比較的容易である。	
人口(H19.4.1)	41,035人	27,958人	
面積	4.02km <sup>2</sup>	3.61km <sup>2</sup>	
高齢者	支援センター	・安立園在宅介護支援センター ・しんまち在宅介護支援センター	・ピースプラザ在宅介護支援センター ・南町在宅介護支援センター
	介護老人保健施設		・老人保健施設ピースプラザ
	介護老人福祉施設	・安立園	
	短期入所生活介護	・安立園指定居宅介護支援事業所	
	介護予防		
	グループホーム		
	介護療養型医療施設		
障害者	支援センター	・地域生活支援センタープラザ、同分館 ・地域生活支援センターあけぼの	・地域生活支援センタープラザ分館 ・心身障害者福祉センター ・地域生活支援センターみーな
	支援施設	・ロードハイツ ・府中はるみ福祉園 ・府中きこり工房 ・てんてる舎 ・東京都府中授産場 ・栄興業	・ふれあい会館 ・梅の木の家共同作業所 ・集いの家
子ども	支援機関	・教育センター	・子ども家庭支援センター「たっち」
	学童クラブ	・第六学童クラブ ・新町学童クラブ ・第九学童クラブ ・第一学童クラブ	・第三学童クラブ ・南町学童クラブ ・矢崎学童クラブ
地域福祉	保健	・保健センター・保健センター分館	・多摩府中保健所
	文化センター	・新町文化センター ・中央文化センター	・片町文化センター
	上記以外の公共施設	・中央図書館 ・新町図書館 ・武蔵府中郵便局 ・府中警察署 ・府中消防署 ・府中社会保険事務所 ・府中NPO・ボランティア活動センター	・宮町図書館 ・片町図書館 ・市政情報センター ・観光情報センター ・市役所 ・府中ボランティアセンター
	体育館	・栄町体育館	・総合体育館

エリア名	第5地区(エリア)	第6地区(エリア)	
エリアごとの特徴	エリア内は東八道路、府中町田線、国道20号線により大きく生活圏が分かれる。北部は国立市、国分寺市が生活圏で、戸建住宅と都営住宅(北山)が混在し高齢化も進んでいる。中東部には東芝府中を擁し周辺に戸建住宅とエフユニバースマンションがある。東南には、日鋼団地があり、高齢化も進んでいる。南部は古くからの住民層と新興住民層により生活圏を形成している。	エリア内は南北に走る鎌倉街道、東西に走る高速道路、都道により大きく生活圏が分かれる。東部の鎌倉街道周辺の戸建住宅、中部の農業を営む古くからの住民層、西部は新興した戸建住宅とマンションが建ち隣接市が生活圏となる。中河原周辺に商業地を形成しており、中西部については市中心地への移動はしにくい。特に西部については隣接市(国立市・多摩市・日野市)への移動が主となる。	
人口(H19.4.1)	30,862人	41,416人	
面積	3.35km <sup>2</sup>	5.51km <sup>2</sup>	
高齢者	支援センター	・泉苑在宅介護支援センター	・よつや苑高齢者在宅介護支援センター ・鳳仙寮在宅介護支援センター
	介護老人保健施設		・老人保健施設ウイング
	介護老人福祉施設	・泉苑	・よつや苑 ・鳳仙寮
	短期入所生活介護	・泉苑居宅介護支援センター	・よつや苑居宅介護支援センター ・鳳仙寮居宅介護支援事業所
	介護予防		・府中市立介護予防推進センター
	グループホーム		・認知症対応型共同生活介護みんなの家府中 ・認知症対応型共同生活介護たのしい家武蔵府中
	介護療養型医療施設		・府中恵仁会病院(療養型)
障害者	支援センター	・都立府中療育センター	
	支援施設	・都立多摩療育園 ・武蔵台特別支援学校 ・府中共同作業所 ・レスポワール工房 ・ナイスデイキッツ ・グループホームマリム ・北山結いの家	・若竹障害者通所事業所 ・西府結いの家 ・根っこクラブ ・コットンハウス フレンズ ・プロジェクトつけやきのもり
子ども	支援センター	・子ども家庭支援センター「しらとり」	
	学童クラブ	・武蔵台学童クラブ ・第七学童クラブ ・本宿学童クラブ	・第五学童クラブ ・日新学童クラブ ・四谷学童クラブ ・住吉学童クラブ
地域福祉	保健		
	文化センター	・武蔵台文化センター	・四谷文化センター ・住吉文化センター ・西府文化センター
	上記以外の公共施設	・武蔵台図書館 ・府中公共職業安定所	・西府図書館 ・四谷図書館 ・住吉図書館 ・スクエア21 女性センター ・リサイクルプラザ
	体育館	・本宿体育館	・四谷体育館



## 第2編

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）



### 第3編 障害者計画・障害福祉計画（第2期）



## 第4編 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画

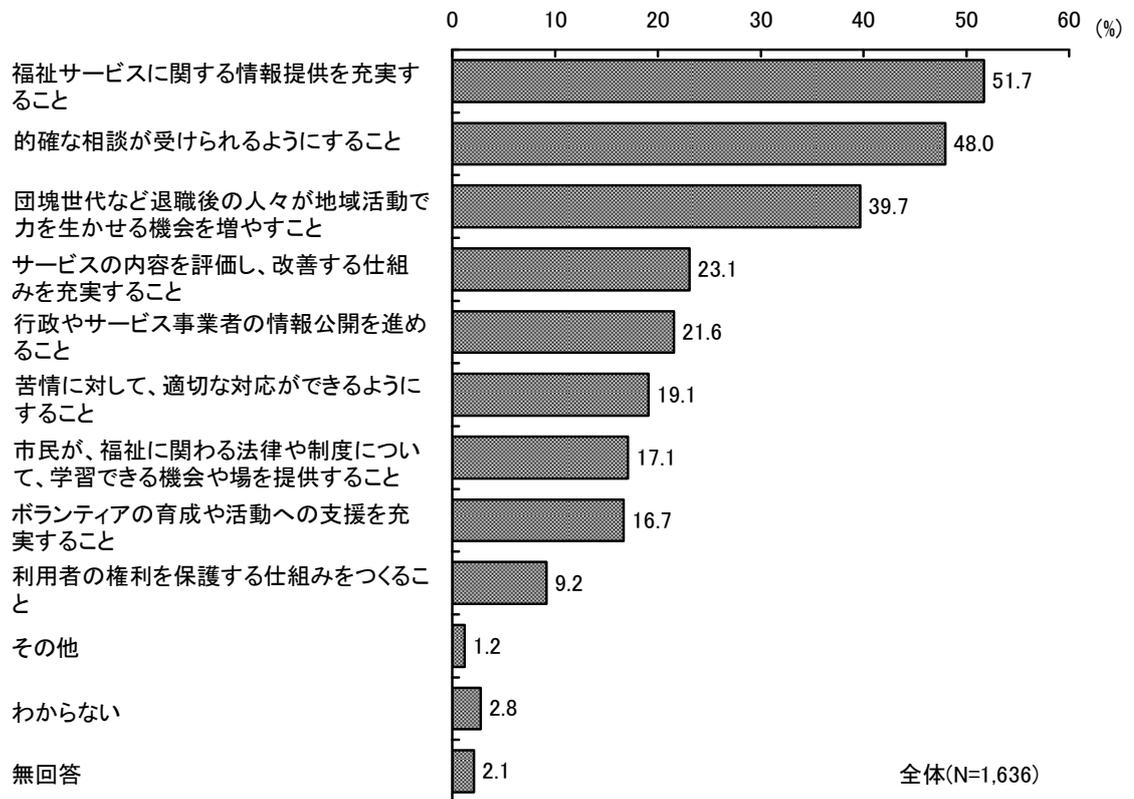
## 第1章 地域福祉を取り巻く現状

# 1 地域福祉を取り巻く現状

## (1) 利用者本位の福祉

利用者本位の福祉を実現するために、市が優先して取り組むべき施策については、「福祉サービスに関する情報提供を充実すること」が最も多く、つづいて「的確な相談が受けられるようにすること」、「団塊世代など退職後の人々が地域活動で力を生かせる機会をふやすこと」が上位にあげられています。

図表 市が優先的に取り組むべき地域福祉サービス（複数回答（3つまで））



資料:平成20年府中市福祉計画(地域福祉)調査

## (2) 市民の協働による地域福祉

### ① ボランティア団体・NPOの状況

市内で活動するボランティア団体は高齢者、障害者、児童関連の団体が多く、42団体が府中ボランティアセンターに登録し、活動しています。

東京都で認証を受けているNPO法人（特定非営利活動法人）のうち、府中市に事務所を置くNPOは63団体にのぼり、主な活動分野をみると、市内NPOの半数以上が保健・医療・福祉や子どもに関する活動を行っています。

図表 ボランティアセンターに登録している府中市のボランティア団体数（府中市）

活動分野	団体数
高齢者関連支援／交流	7
障害者関連支援／交流	5
児童関連支援／交流	6
環境関連支援／交流	2
国際協力関連支援／交流	1
その他支援／交流	21

出典：府中市ボランティアセンター資料

（ボランティアグループ団体・NPO法人 活動の紹介第3版）

図表 東京都に認証の府中市に事務所を置くNPO団体数（府中市）

東京都認証のNPO団体	団体数
府中市に事務所を置くNPO	63
活動分野	
1保健、医療又は福祉の増進を図る活動	35
6災害救援活動	5
7地域安全活動	9
10男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	6
11子どもの健全育成を図る活動	32
16消費者の保護を図る活動	6

\*活動分野は重複あり／地域福祉に関連する分野のみ抜粋

出典：東京都ホームページ（平成19年12月31日現在）

### ② 地域活動への参加

アンケート調査によると、地域活動やボランティア活動、居住地域の行事への参加状況は、半数以上が「まったく参加していない」としています。「よく参加している」、「時々参加している」を合わせると、参加しているのは2割強となっています。

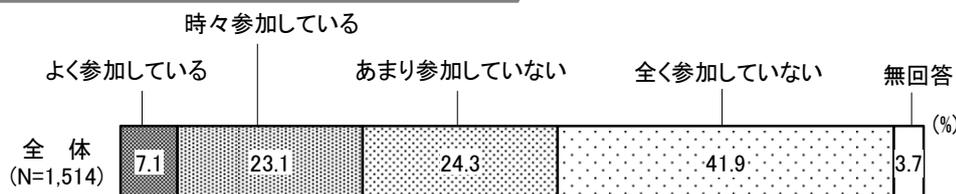
平成13年度調査と比較すると、「全く参加していない」割合は増えており、地域離れが進んでいる様子がうかがえます。

図表 地域活への参加状況



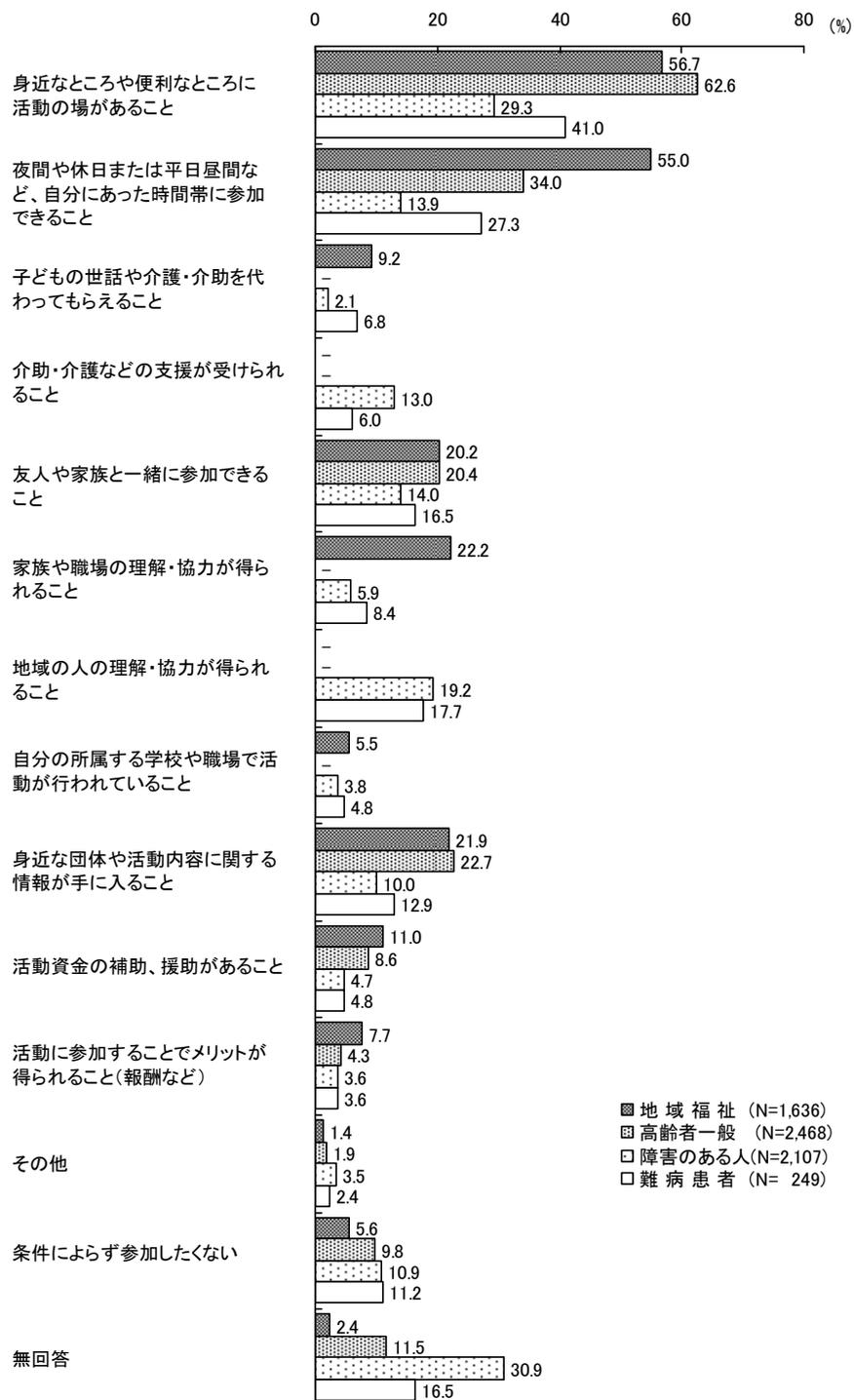
資料：平成20年 府中市福祉計画（地域福祉）調査

#### 解説 《前回（平成13年度調査）との比較》



アンケート調査によると、地域活動を行う上で必要な環境・条件については、「夜間や休日または平日の昼間など、自分にあった時間帯に参加できること」、「家族や職場の理解・協力が得られること」が多くなっています。

図表 地域活動を行う上で必要な環境・条件（複数回答）



資料:平成20年 府中市福祉計画(地域福祉)調査

### ③住民の協働による地域福祉

市民が身近な地域で安心して暮らし続けていくためには、住民同士の助け合いや支え合いが必要です。

市内には、約400の町内会・自治会があり、全体で7万以上の世帯が加入しています。また、社会福祉協議会を中心に、地域における住民相互の見守り・助け合い活動の実現を進めるための小地域ネットワークづくりが進められています。

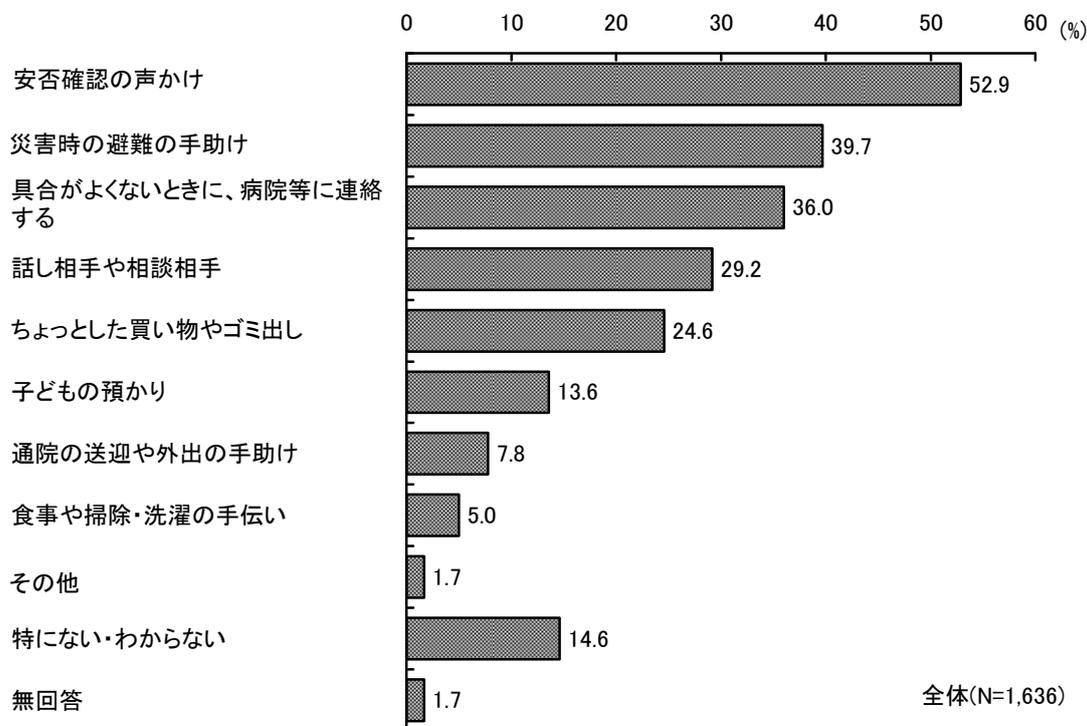
アンケート調査では、子育て家庭、高齢者や障害のある方に行いたい手助けについて、「安否確認の声かけ」、「災害時の避難の手助け」、「具合がよくないときに病院等に連絡する」が上位にあげられています。

図表 自治会と加入世帯数（府中市）

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
自治会数	388	391	391	390	391	399
世帯数	70,282	69,910	70,578	69,785	70,489	70,637

資料：府中市統計書

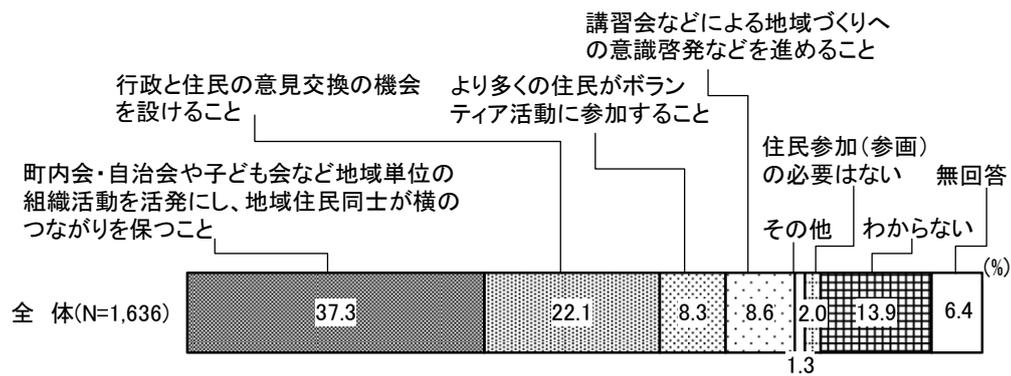
図表 子育て家庭・高齢者・障害者に行いたい手助け（複数回答）



資料：平成20年 府中市福祉計画(地域福祉)調査

アンケート調査では、福祉を充実するための住民参加（参画）の方法について、「町内会・自治会や子ども会など地域単位の組織活動を活発にし、地域住民同士が横のつながりを保つこと」が最も多く、「行政と住民の意見交換の機会を設けること」が続いています。

図表 福祉を充実するための住民参加（参画）の方法



資料:平成 20 年 府中市福祉計画(地域福祉)調査

### (3) 新たな福祉課題への対応

#### ①高齢者虐待の増加

平成18年に高齢者虐待防止法が施行され、高齢者虐待の防止への取組みが加速するとともに、高齢者虐待の深刻な状況が顕在化し、虐待防止や相談などの対応はますます重要となっています。

全国の高齢者虐待の現状をみると、虐待の種別は身体的虐待が最も多くなっています。また、心理的虐待や介護等放棄、経済的虐待も3割に該当しており、複数の虐待が重複して行われている状況がうかがえます。

#### ②児童虐待の増加

近年、児童虐待が増えています。平成18年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談件数は37,343件で、統計を取り始めた平成2年度の約34倍、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ約3.2倍と、年々増加しています。

府中市でも、児童虐待に関する新規相談対応件数は増加傾向にあります。

#### ③ひとり親家庭の増加

府中市のひとり親世帯の数は平成17年には2千世帯を超え、2,103世帯に上っています。

なかでも、母親と子どもの世帯が9割近くを占めています。

#### ④生活保護世帯の増加

府中市においては、平成13年以降現在まで、生活保護世帯数・人員ともに増加傾向にあります。

生活保護世帯の中で多数を占めるのは高齢者世帯と傷病者世帯です。しかし近年では障害者世帯、その他世帯でも増加しています。

#### ⑤外国人の増加

府中市における外国人登録者数は平成19年には4千人を超えており、総人口に占める割合は1.8%に上ります。

国籍別の内訳では、中国、韓国および朝鮮、フィリピンの順となっています。

#### ⑥ニートの増加

15歳から34歳の若年層のうち、仕事や家事、通学等をしていない「ニート」といわれる若年の無業者数は大きく増加しています。全国における「ニート」の数は、平成14年から平成17年まで64万人で推移しています。

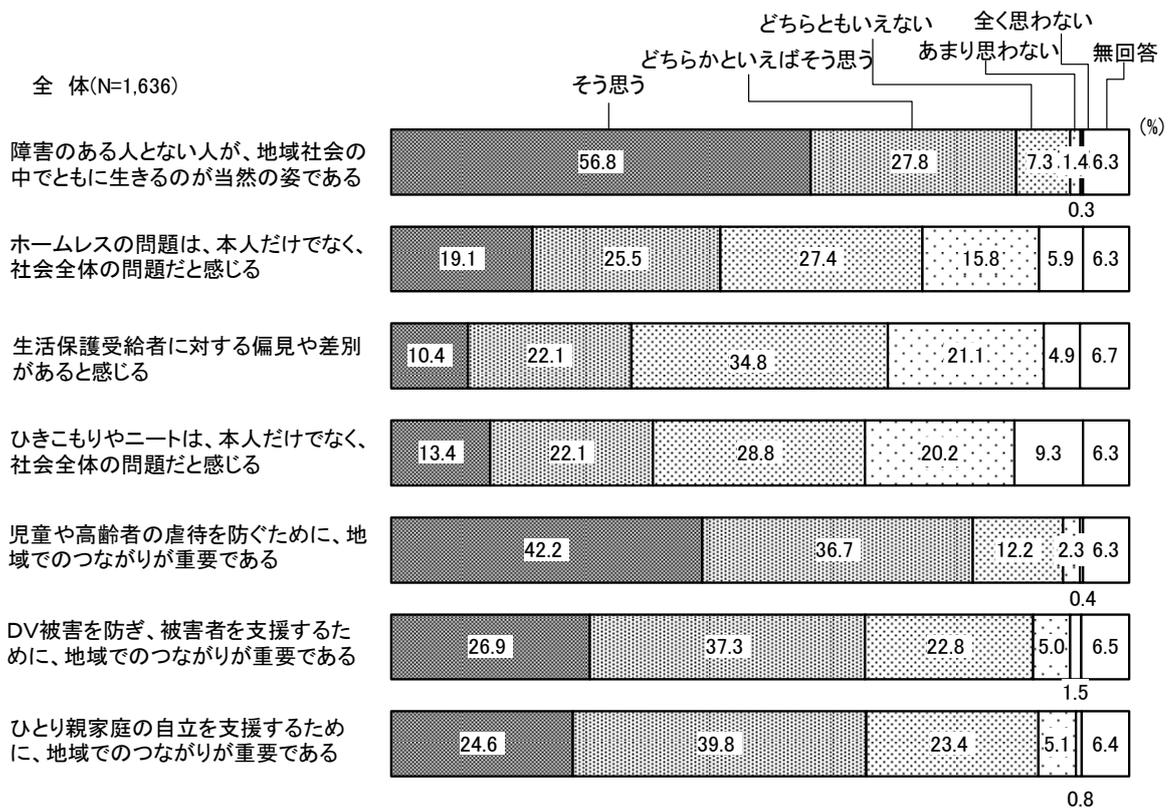
## ⑥ソーシャルインクルージョンの考え方

近年、高齢者虐待、児童虐待、ひとり暮らし高齢者の孤独死、ホームレスなど、従来の福祉施策では対応できない新たな課題が顕在化してきています。

新たな課題に対応していくためには、社会的に支援を必要としている人を社会から疎外することなく、地域社会のなかで仲間として受け入れていこうとするソーシャルインクルージョンの考え方の定着が必要です。

アンケート調査によると、ソーシャルインクルージョンの考え方については、「障害のある人となない人が、地域社会の中でともに生きるのが当然の姿である」、「児童や高齢者の虐待を防ぐために、地域でのつながりが重要である」については意識が高くなっていますが、ひきもりやニート、生活保護受給者、ホームレスなどについては支持が低くなっています。

図表 ソーシャルインクルージョンの考え方



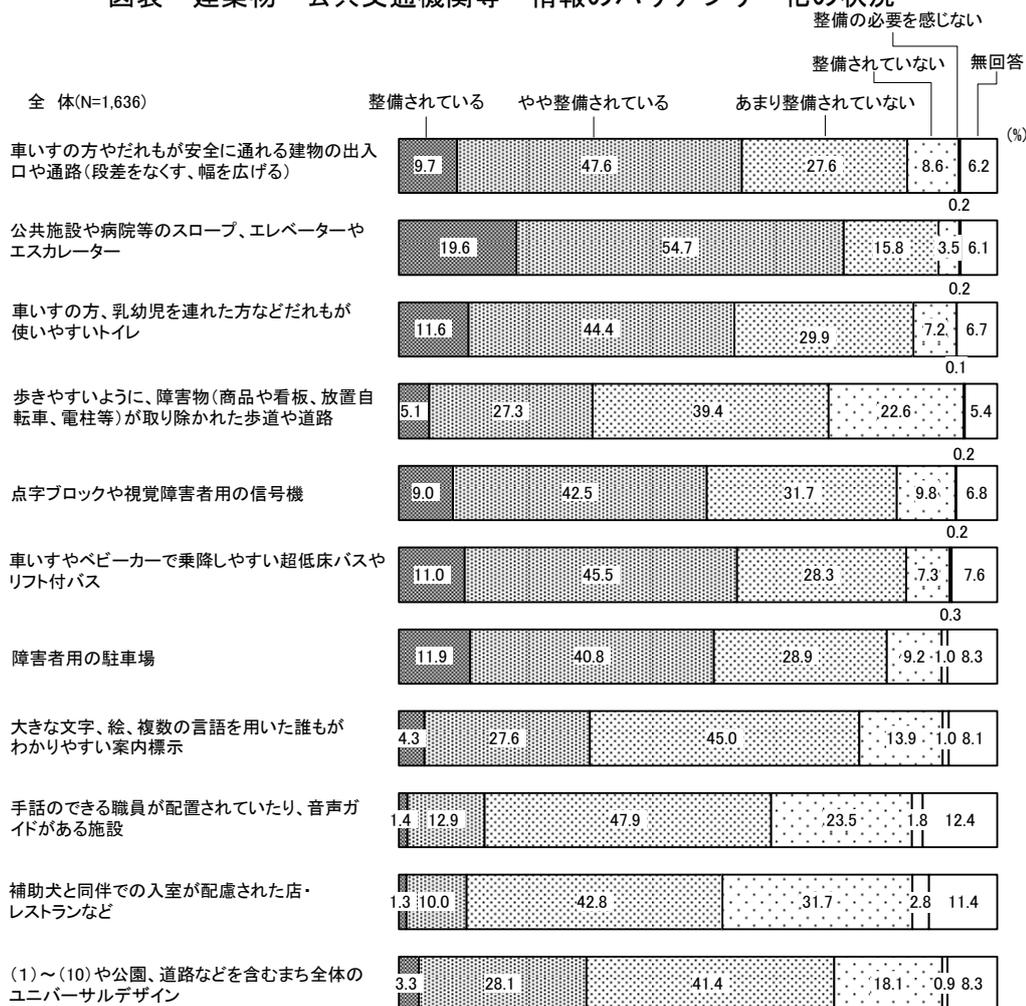
(資料:平成 20 年 府中市福祉計画(地域福祉)調査)

## (4) バリアフリーのまちづくり

市内公共施設では、「入り口段差なし」は100%の施設で、「障害者用トイレの手すり設置」、「エレベーターの車いす専用操作版」も97%の施設で整備が完了しています。また、「エレベーターの音声・点字表示」、「視覚障害者誘導ブロック」の整備率が高く、現在までに8割以上の施設に、「身体障害者用駐車場」は7割以上の施設に整備されています。商業施設におけるバリアフリーについては、平成5年より府中駅南口の再開発が行われており、高架化した京王線府中駅からは、「くるる」などの商業複合施設のエレベーター・エスカレーター等を利用して地上に出られるバリアフリー化が進んでいます。

アンケート調査によると、バリアフリーの実感について、「公共施設や病院等のスロープ、エレベーターやエスカレーター」は整備されていると感じていますが、「補助犬と同伴での入室が配慮された店・レストランなど」や「手話のできる職員が配置されていたり、音声ガイドがある施設」は整備されていないと感じています。

図表 建築物・公共交通機関等・情報のバリアフリー化の状況

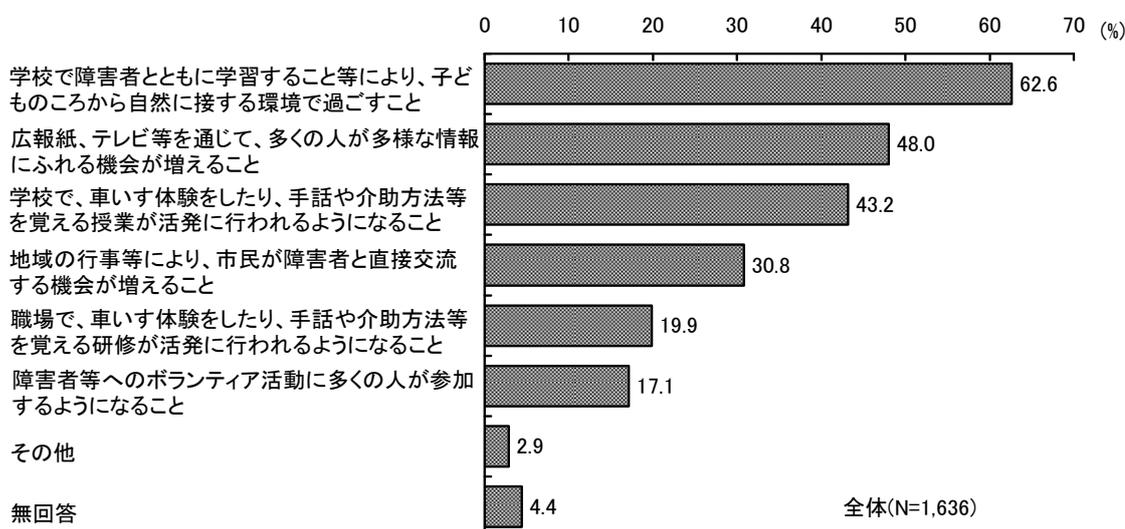


資料:平成20年 府中市福祉計画(地域福祉)調査

バリアフリーのまちづくりをすすめるためには、建物等の整備をすすめるだけでなく、市民一人ひとりの理解と協力、いわゆる「心のバリアフリー」を実現することが課題となっています。

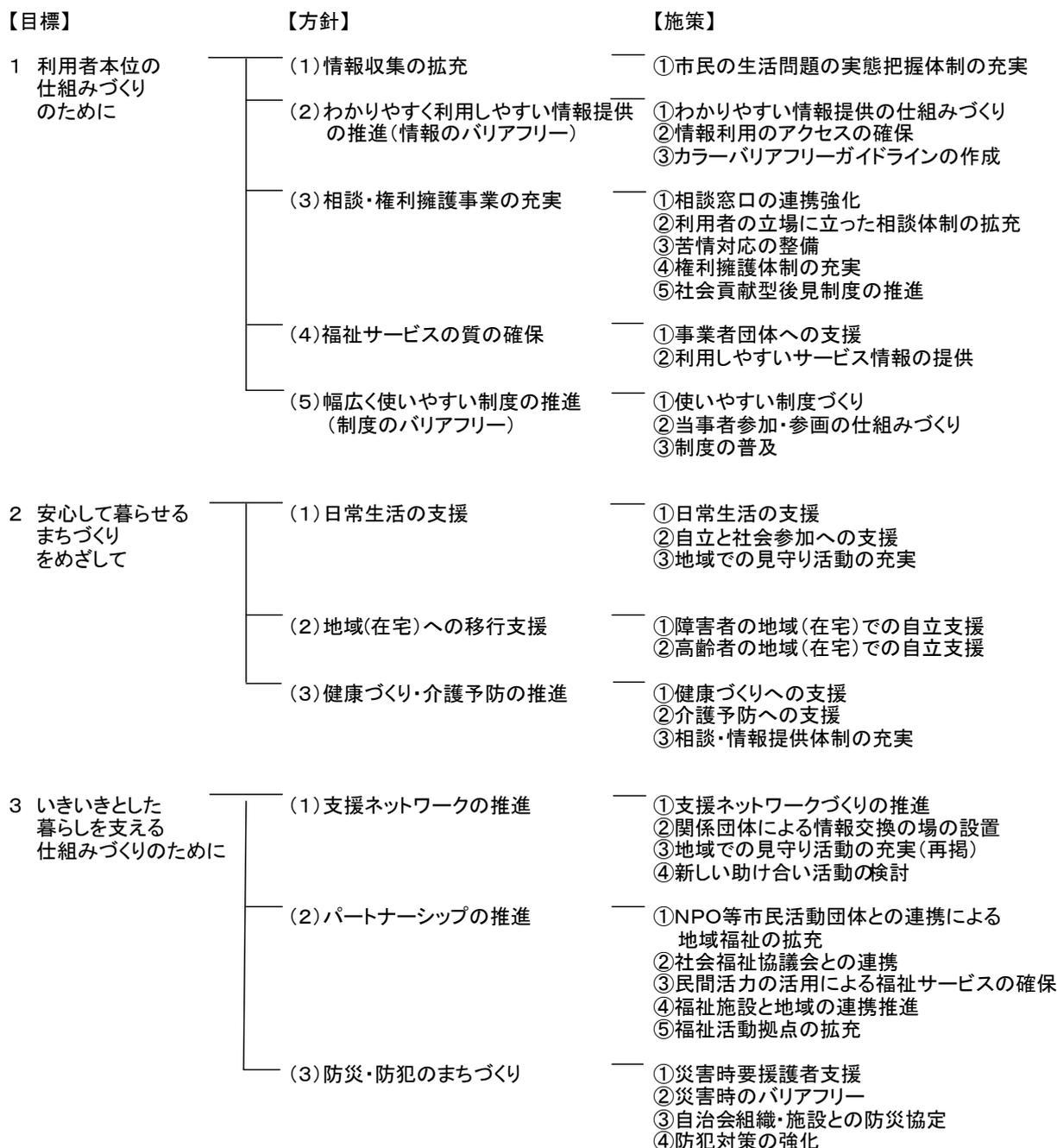
心のバリアフリーを進めるために必要なことは、「学校で障害者とともに学習すること等により、子どもたちから自然に接する環境で過ごすこと」が最も多く、「広報紙、テレビ等を通じて、多くの人が多様な情報にふれる機会が増えること」、「学校で、車いす体験をしたり、手話等を覚える授業が活発に行われるようになること」が上位にあげられています。

図表 心のバリアフリーを進めるために必要なこと（複数回答（3つまで））

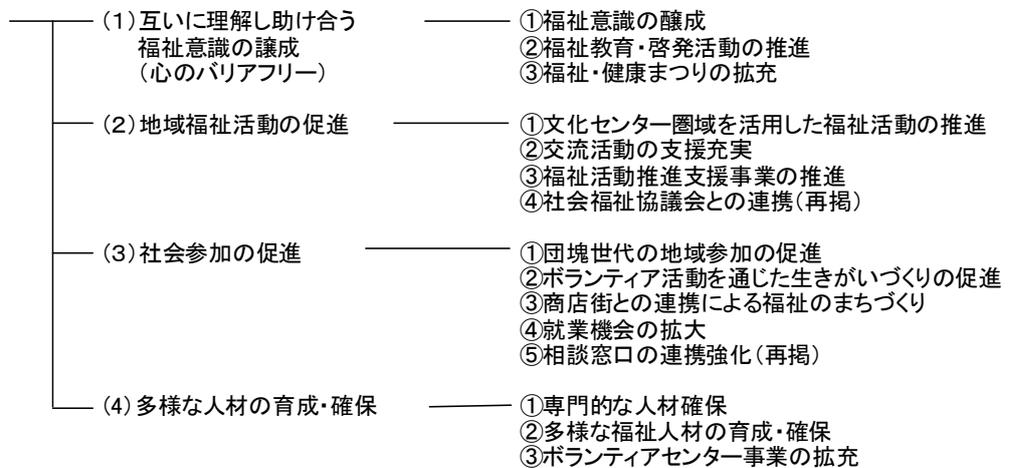


資料:平成 20 年 府中市福祉計画(地域福祉)調査

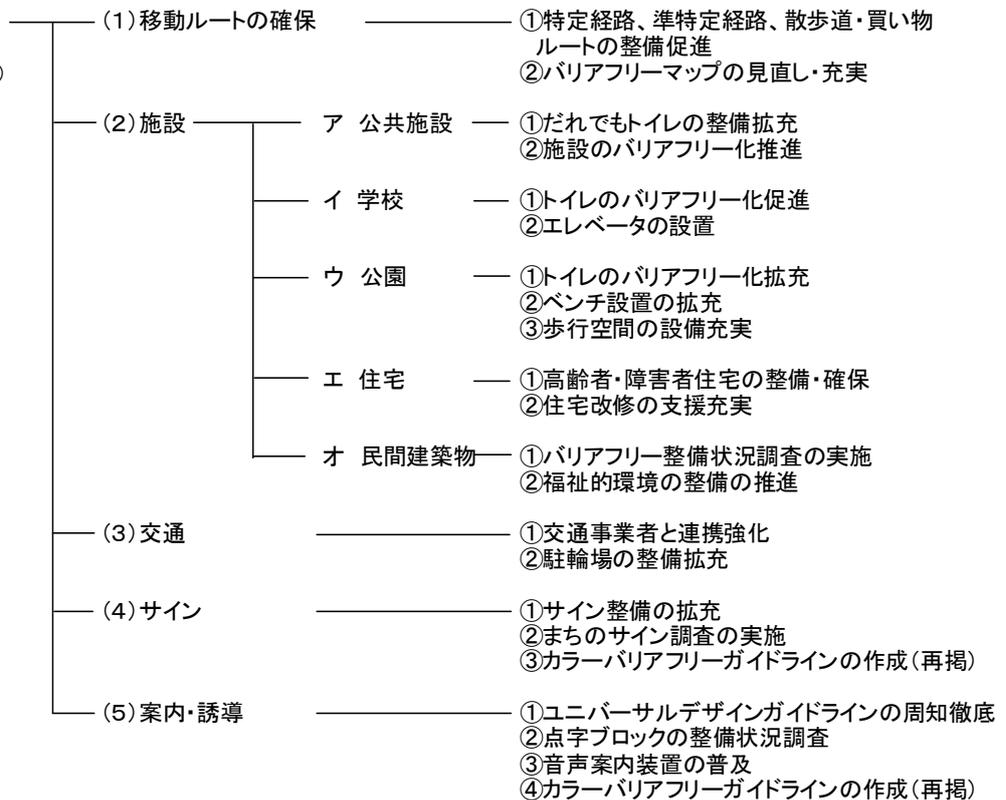
## 2 計画の体系



4 みんなでつくる  
支えあいのまちづ  
くりをめざして



5 福祉のまちづくり  
をめざして  
(物理的なバリアフリー)



## 第2章 地域福祉計画の目標に向けた取組み

## 第2章 地域福祉計画の目標に向けた取組み

### 目標1 利用者本位の仕組みづくりのために

福祉サービスの利用においては、サービスを必要とする市民が、適切なサービスを選択でき、安心してサービスを受けられることが第一です。

福祉サービスの利用については、これまでも利用者の立場に立った相談体制や情報提供の推進に努めてきました。しかしながら地域には、さまざまな生活課題をもつ人やサービスや支援が届かず孤立してしまいがちな人がいます。今後は、サービスを必要とするすべての市民が適切に迅速にサービスを利用できるように、地域に密着した相談体制の整備や、より利用しやすくわかりやすい情報提供の充実が求められます。

また、判断能力が不十分な人々も安心して福祉サービスの利用ができるように権利擁護体制の拡充が必要です。

利用者が安心してサービスを選択するためには、質の高い福祉サービスの拡充が不可欠です。福祉サービス第三者評価制度の普及などによる、サービスの質の向上と利用者への情報提供が求められます。

障害があると資格を取得したり特定の職業につくことを制限されることがあります。誰もが社会参加できるように、制度の設置や運用について見直すことが必要です。

#### (1) 情報収集の拡充

利用者にとって必要なサービスが的確に提供されるように、市民のニーズや生活問題、福祉課題等の把握の充実に努めます。

##### ①市民の生活問題の実態把握体制の充実

事業名	内容
生活問題の実態把握	・市民生活をめぐる福祉課題や行政需要などを的確に把握するため、実態調査、アンケート調査などを計画的に実施します。

#### (2) わかりやすく利用しやすい情報提供の推進（情報のバリアフリー）

利用者が必要なサービスを的確に選択できるように、多様な提供手段、媒体、表現方法を用いて情報提供の充実に努めます。また、情報入手できる人とできない人との間で不公平が生じないように努めます。

※情報のバリアフリーとは、情報のバリア（障壁・妨げているもの）の除去のことです。

### ①わかりやすい情報提供の仕組みづくり

事業名	内容
総合的な情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉情報冊子・パンフレットなどによるわかりやすくきめ細かな情報提供を進めます。</li><li>・市の広報やホームページなどにより、情報の即時性を高めます。</li><li>・関係機関・団体等の冊子・パンフレット等を活用した情報提供を行います。</li><li>・ケーブルテレビや出前講座を実施するなど多様な情報提供媒体の活用を進めます。</li></ul>
分野別情報収集・提供の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報を分野別に収集し、必要な情報を入手しやすいように情報提供に努めます。</li></ul>

### ②情報利用のアクセスの確保

事業名	内容
情報利用のアクセスの確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者（児）や高齢者など情報入手が困難な方に対して、さまざまな情報提供手段を活用して情報利用のアクセスの確保に努めます。</li></ul>

### ③カラーバリアフリーガイドラインの作成

事業名	内容
カラーバリアフリーガイドラインの作成（新規）	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者や視覚障害者・色覚障害者の情報提供に寄与するため、障害や、障害に応じた色彩やデザインを把握し、わかりやすい理解しやすい表現等を記載したガイドラインを作成します。</li></ul>

## （3）相談・権利擁護事業の充実

誰もが地域で気軽に相談できるように地域に密着した相談体制の拡充を図ります。

また、判断能力が不十分な人々も安心して福祉サービスの利用ができるように人権の尊重を重視した権利擁護体制の拡充を図ります。

### ①相談窓口の連携強化

事業名	内容
相談窓口の連携強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉総合相談窓口機能の拡充とあわせて、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、子ども家庭支援センターなどの相談窓口間の連携を強化します。</li><li>・身近な相談窓口として、民生委員などの地域の福祉人材と連携した相談体制の整備を進めます。</li></ul>

## ②利用者の立場に立った相談体制の拡充

事業名	内容
利用者の立場に立った相談体制の拡充	・高度化、多様化する福祉相談業務に的確に対応できる職員を育成し、利用者の立場に立った相談体制の充実を進めます。

## ③苦情対応の整備

事業名	内容
専門的な苦情相談窓口の充実	・福祉サービスの利用に関する解決困難な苦情に対応して、専門的な苦情相談窓口で対応し、苦情解決に努めます。

## ④権利擁護体制の充実

事業名	内容
権利擁護体制の充実	・サービスの適切な利用を支援したり、判断能力が不十分な人などに対して、成年後見制度の利用支援や助言を行う、福祉サービス利用総合支援事業の充実を図ります。

## ⑤社会貢献型後見制度の推進

事業名	内容
社会貢献型後見制度の推進 (新規)	・成年後見制度を必要とする誰もが、適切な後見人を得ることが出来るよう、親族や弁護士等の専門家以外に、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見業務を担っていただく方を養成していきます。

## (4) 福祉サービスの質の確保

利用者がより質の高いサービスを選択して利用できるよう、福祉サービス提供利用者への支援を通して、サービスの質の向上を図ります。

### ①事業者団体への支援

事業名	内容
事業者団体への支援	・事業者団体に対して各種情報を提供するとともに、事業者間の情報ネットワークの構築を支援するなど、福祉サービスの安定提供、質の確保を図ります。 ・利用者の「声」を事業者団体に提供し、サービス改善を促進します。

## ②利用しやすいサービス情報の提供

事業名	内容
福祉サービス第三者評価制度の普及・促進	・評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する、福祉サービス第三者評価制度の普及を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に目安となるよう情報提供を図ります。

## (5) 幅広く使いやすい制度の推進（制度のバリアフリー）

市民の誰もが希望にそって社会に参加・参画したり、教育を受けられるよう、さまざまな制度について設置や運用等の見直しを行い、使いやすいものにしていきます。また社会等への参加や参画がしやすくなるように環境の整備を図ります。

※制度のバリアフリーとは、社会に参加・参画したくとも、また教育を受けたくても、制度に阻まれて機会を失うこと（障壁・バリア。妨げているもの）の除去のことです。

### ①使いやすい制度づくり

事業名	内容
使いやすい制度づくり	・できるだけ多くの市民が希望にそった社会参加ができるような制度づくりに努めます。
当事者参加・参画の仕組みづくり	・当事者が参加・参画できる仕組みづくりを一層進めます。

### ②当事者参加・参画の仕組みづくり

事業名	内容
委員会等への参加推進	・当事者の意見が市政に積極的に反映されるように当事者の委員会等への参加や計画づくりへの参画を推進します。
ワークショップ・懇談会の開催	・当事者の意見を把握するため、作業形式のワークショップや、懇談会を開催します。

### ③制度の普及

事業名	内容
制度の普及	・ 市民の社会への参加・参画の機会を増やすため、制度の普及に努めます。
広報の充実	・ 広報等に制度を掲載し、制度の広報に努めます
市内事業者への指導	・ 市内で事業を展開している事業者に、制度について理解を深めるための指導を推進します。
多様な広報手段の取り組み	・ 制度の普及のため、多様な広報手段に取組み情報提供していきます。

## 目標2 安心して暮らせるまちづくりをめざして

急速に少子、高齢化がすすむ中で、ひとり暮らしの高齢者をはじめ、昼間乳幼児と親だけになってしまう家庭など地域での支え合いを必要とする人が増えています。また、ひとり親家庭の増加や雇用環境の変化、所得格差の拡大などから生活保護世帯は増加傾向にあり、低所得者やホームレス、ニートやひきこもりなど生活の安定と自立への支援を必要とする人たちがいます。

あらゆる市民が地域で孤立せず、安心して生活できるよう、日常生活や自立への支援を図るとともに、地域社会に参加できる仕組みを整える必要があります。

また、障害をもつ人が地域で自立して生活できるように、行政や福祉サービス、地域等が連携した支援体制の整備が必要です。

一方、超高齢社会を迎えるにあたっては、自分や家族だけでなく地域の皆が健やかに暮らしていくことが重要です。いつまでも健康でいきいきと暮らしつつげられるよう、健康づくりへの支援や、介護予防の推進などのさらなる充実が必要です。

### (1) 日常生活の支援

誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるように、一人ひとりの状況に応じて自立を支援していきます。

#### ①日常生活の支援

事業名	内容
生活支援ヘルパーの派遣	・在宅のひとり暮らし、または高齢者世帯の方の要介護状態への進行を防止するため、家事を中心とした生活支援ヘルパーを派遣し、自立支援対策として充実します。
外出支援サービスの充実	・ひとり暮らし、または高齢者のみ世帯の方で、通院等の移動に家族の援助が望めない方を対象に、通院等の送迎に車を手配し、在宅での自立生活を支援します。
住まいの確保	・障害者や高齢者、ひとり親世帯向け都営・市営住宅の確保を進めます。 ・高齢者や障害者が地域で共同生活ができるよう、民間グループホームを誘致します。 ・ひとり暮らし高齢者住宅の適切な運営を行います。
住まいのバリアフリー化	・障害者や高齢者が住み慣れた家で安心して生活が続けられるように、改修のための相談や費用の助成を行い、住まいのバリアフリー化を促進します。

事業名	内容
訪問食事サービス	・在宅のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、食事の準備が困難な方に、訪問したうえ食事を届けることにより、在宅生活を支援します。

## ②自立と社会参加への支援

事業名	内容
低所得者への総合相談機能の充実	・生活の状況に応じ、幅広い相談、助言を行うため、多様な機関が実施する各種助成、支援情報の収集に努め、適切な福祉サービスの情報提供と相談体制の充実を図ります。
生活困窮者への自立促進への支援	・ハローワークとの連携や都立多摩職業能力開発センター府中校等での技術習得など、就業に結び付く情報を提供するなど、自立支援を促進します。
ホームレスへの自立支援	・定期的に生活実態を調査し、就業や生活の相談援助を行うとともに、働く意欲と能力のある人に対して自立に向けた支援を行うよう、国や東京都に適切な方策を講ずるよう要請します。
外国人への支援策の充実	・市の広報などを通じて、地域イベント等への参加呼びかけを行い、地域での交流を進め、孤立化を防ぎ安心して生活できる環境をつくとともに相談機能を充実します。 ・外国語による市政情報誌「府中インフォライン」での情報提供を充実します。 ・国際交流サロンでの相談、日本語教室など生活支援事業を充実します。 ・NPO 団体等と連携して交流や支援事業の拡充を進めます。

## ③地域での見守り活動の充実

事業名	内容
地域での見守り活動の充実	・孤立や引きこもり等によりサービスを受けることが困難な人たちに対し、見守り活動などを行う地域福祉活動を支援します。 ・高齢者虐待や児童虐待を発見した場合はすみやかに通報するよう啓発に努めます。

## (2) 地域（在宅）への移行支援

福祉施設に入所している障害者や、地域での受入条件が整えば退院可能な精神障害のある人が安心して地域生活を送れるように支援します。

中程度の認知高齢者が地域の中で生活できるよう、グループホームの整備を図ります。

### ①障害者の地域（在宅）での自立支援

事業名	内容
障害者の地域での自立支援	・行政、福祉サービス、市民、当事者が連携を図り、移行支援、相談支援、居住サポート、住民への理解促進などの支援を推進します。

### ②高齢者の地域（在宅）での自立支援

事業名	内容
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備	・地域のなかで中程度の認知症高齢者が、少人数の家庭的な環境で暮らすグループホームの整備を進めます。

## （3）健康づくり・介護予防の推進

市民が健康でいきいきと暮らし続けるためには、市民一人ひとりが日頃から健康的な生活習慣を身につけ、健康づくりに励むことが必要です。生涯にわたる健康づくりへの支援と、介護予防の推進を図ります。

### ①健康づくりへの支援

事業名	内容
保健計画の推進・医療機関との連携	・すべての市民のライフステージにあわせた「保健計画」を推進し、健康づくり支援事業を推進します。医療機関と連携した疾病予防事業の推進に努めます。
健康管理の促進	・健康診査等により疾病の早期発見に努めるとともに、若年層を含め生活習慣病予防の重要性の周知を図ります。 ・かかりつけ医制度の普及を促進します。
自主的な健康づくりへの支援	・文化センターなどで、健康講座、健康づくり相談や健康づくりプランの作成を指導するとともに、栄養改善指導などを行うヘルスマイト府中21の活動を通じて、市民の自主的な健康づくりを支援します。

### ②介護予防への支援

事業名	内容
健康づくり・介護予防の場と機会の提供	・文化センター、地域体育館などで、年代に応じた体力づくりを進めるとともに、地域デイサービス事業で体操指導を行うなどさまざまな場面で健康づくりが進められるような場と機会を提供します。

事業名	内容
介護予防事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防健診を実施します。</li> <li>・介護予防健診の結果により各高齢者の状態に応じた介護予防プログラムを実施します。</li> <li>・介護予防健診への参加の動機づけの仕組みをつくります。</li> <li>・地域包括支援センター、介護予防コーディネーターと連携し、介護予防事業を実施します。</li> </ul>

### ③相談・情報提供体制の充実

事業名	内容
相談・情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健センターを中心として相談体制を拡充するなど健康に関する知識や情報提供の充実を進めます。</li> </ul>
個人の健康管理への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人が健康管理しやすいシステム（「健康管理手帳」など）を開発し、診断結果や健康情報を記録して個人の健康管理を支援します。</li> </ul>

## 目標3 いきいきとした暮らしを支える仕組みづくり のために

地域で支える福祉を実現するためには、行政のみならず、福祉関係の機関、団体、民間事業者、NPOなどの民間団体、住民が互いにパートナーシップを築き、協働して福祉活動に取り組んでいくことが重要です。

そのためには行政、事業者、NPOなどの民間団体、住民がそれぞれの役割や資源、機能を生かしながら、連携を図る必要があります。

防災、防犯への取組みにおいては、地震や風水害等による被災者に高齢者が多いことから、災害時の避難にあたって支援が必要となる人たちの把握や、一人ひとりに応じた避難支援など、災害時要援護者対策への取組みが喫緊の課題となっています。福祉関係機関や、福祉関係従事者と連携を図り、支援体制を整備するとともに、住民と連携した地域の防災力を強化していくことが必要です。防犯については、高齢者等を狙った悪質な詐欺や空き巣などが増えていることから、地域が力を合わせて防犯対策を講じる必要があります。

### (1) 支援ネットワークの推進

支援を必要とする市民一人ひとりのニーズに応じてサービスを提供し、支えていくには、行政、福祉サービス提供機関、ボランティアグループ、NPO、地域団体など多様な機関との連携が不可欠です。各機関や団体、個人が協力して活動できるように連携体制を整備します。

#### ①支援ネットワークづくりの推進

事業名	内容
支援ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の支援活動が、必要に応じて相互に連携した活動を実現するためのネットワークづくりを推進します。</li><li>・多様な福祉活動を支える役割を担うリーダー的人材を地域から発掘し、養成して地域福祉活動の充実を図ります。</li><li>・ボランティア活動を行う意向のある市民や学校の福祉活動を支援します。</li></ul>

#### ②関係団体による情報交換の場の設置

事業名	内容
情報交換の場の設置	<ul style="list-style-type: none"><li>・民生委員や社会福祉協議会、自治会、NPO など福祉活動を目的とする関係団体による連絡会を開催し、情報交換・情報提供を行う場を設置します。</li></ul>

### ③地域での見守り活動の充実（再掲）

事業名	内容
地域での見守り活動の充実	・孤立や引きこもり等によりサービスを受けることが困難な人たちに対し、見守り活動などを行う地域福祉活動を支援します。

### ④新しい助け合い活動の検討

事業名	内容
新しい助け合い活動の検討（新規）	・市民相互の助け合い活動である「地域通貨（エコマネー）」や「コミュニティファンド」の活用など、新しい手法による福祉活動の検討や研究を進め、多様な福祉活動の推進を図ります。

## （２）パートナーシップの推進

地域福祉の推進にあたっては、各機関が協働して支援活動を進める必要があります。それぞれの機関や団体の資源やサービスが有効に機能するように、パートナーシップの推進を図ります。

### ①NPO等市民活動団体との連携による地域福祉の拡充

事業名	内容
関係団体との連携	・市民グループや自治会などが自主的に取り組む福祉活動などを支援して、その充実を図るとともに、NPO と連携した福祉事業を推進し、地域福祉の拡充を図ります。

### ②社会福祉協議会との連携

事業名	内容
地域福祉活動推進事業への支援	・社会福祉協議会が市民の参加を得て策定する、地域福祉活動計画の実現を支援します。 ・社会福祉協議会の事業の実行を支える福祉協力員の育成を支援します。
小地域活動の推進	・町内会や自治会など生活圏において、支援を必要とする人への見守りや生活支援などの活動を推進します。

### ③民間活力の活用による福祉サービスの確保

事業名	内容
民間活力の活用	・民間事業者が進める福祉サービスを積極的に活用するとともに、社会福祉法人などの健全な運営を支援し、安定的、効率的なサービス提供体制を確保します。

#### ④福祉施設と地域の連携推進

事業名	内容
地域との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・各種福祉団体や福祉施設の地域との交流を促進します。</li><li>・保育所や在宅介護支援センターなど、民間を含めた福祉施設・機関が、地域の自主的な福祉活動に対して情報提供、相談事業を行うなど地域との連携を促進します。</li></ul>

#### ⑤福祉活動拠点の拡充

事業名	内容
活動拠点の拡充	<ul style="list-style-type: none"><li>・文化センターや公民館などの活用をさらに進め、福祉活動グループの拠点づくりを推進します。</li><li>・小中学校、高等学校、大学などの施設が、福祉活動の場として活用できるよう関係機関に要請します。</li></ul>

### (3) 防災・防犯のまちづくりの推進

ひとり暮らしの高齢者や重度の障害者など、日常生活のなかで手助けを必要とする人たちが、災害時なども安心して生活できるように、支援体制の整備を図ります。

また、ひとり暮らしや、高齢者世帯を狙った詐欺や空き巣などの犯罪から守るため、防犯対策の強化を図ります。

#### ①災害時要援護者支援

事業名	内容
災害時要援護者支援体制の整備 (新規)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害者等、災害時に支援の必要な方を把握するため、名簿を作成し、緊急時に必要に応じて活用できるように整備します。</li><li>・平常時から要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者と連携を図り、要援護者の情報の共有化や災害時の支援活動に向けた体制の整備を図ります。</li></ul>

#### ②災害時のバリアフリー

事業名	内容
災害時の情報提供の充実 (新規)	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内会、自治会ごとに緊急放送を整備する際、整備の仕方等を支援します。</li><li>・災害等による避難が長引いた場合など、必要とする情報が的確に伝わるように、情報提供のあり方を検証し充実を図ります。</li></ul>

事業名	内容
避難ルートの検証 (新規)	・緊急時に避難所にたどり着けるように、防災の日等に避難ルートの検証を行います。
避難場所の検証 (新規)	・公民館や体育館、学校など避難場所となる建物のバリアフリー状況を検証します。
セーフティマップの作成 (新規)	・災害時に、生命維持に必要な水場やトイレ、休息場所、通信機器等、帰宅ルートが把握できるような地図をセーフティマップとして作成します。

### ③自治会組織・施設との防災協定

事業名	内容
自治会組織・施設との防災協定 (新規)	・災害時において要援護者のための避難施設として、自治会組織を活用し、施設等を利用できる体制を整備し、要援護者の安心できる生活環境を確保します。

### ④防犯対策の強化

事業名	内容
防犯意識の向上 (新規)	・詐欺や窃盗などの被害から守るため、生活者自身の防犯意識を高める啓発活動の充実を図るとともに、地域の自主防犯意識の啓発活動や支援活動の充実を図ります。
犯罪に関する情報提供の充実 (新規)	・詐欺や窃盗などの被害から守るため、横行している犯罪について情報提供の充実を図ります。
声かけ隊の組織化支援 (新規)	・町内会や自治会などの単位で見守りの必要な市民に定期的に声をかけてパトロールするグループの組織化を支援します。

## 目標4 みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして

高齢者や障害者だけではなく、さまざまな困難にある市民が支援を求めています。調査によると、ハンディキャップのある人にとって、地域活動に参加する条件として「地域の人の理解・協力が得られること」を挙げており、地域の人々の協力のもと、支えあいのまちづくりが一層求められています。また、団塊の世代の定年退職により、地域への在住時間が増え、てくと予測されています。

市では、「まちにはさまざまな人が住んでおり、さまざまな場面で感じている不自由を理解する必要がある」として心のバリアフリーハンドブックを作成しました。また、段階の世代の知識や技能を活かしながら社会参加・参画を進め、地域活動や福祉サービスの担い手として活動の機会創出や活動を提供あいていきます。さらに、まちのバリアフリー化を進めるとともに、市民の一員として、ソーシャルインクルージョンの考えのもと、みんなで地域を支えるまちづくりをめざします。

### (1) 互いに理解し助け合う福祉意識の醸成（心のバリアフリー）

これからの社会は、互いに理解し助け合うため、高齢者や障害者等に対し、理解を深め、偏見や思い込み、決め付けをなくしていくことが求められています。市では、ノーマライゼーションのまちづくりを進めており、今回のアンケート調査でも、心のバリアフリーを進めるために必要なことは、「学校で障害者とともに学習すること等により、子どものころから自然に接する環境で過ごすこと」、「学校で、車いす体験をしたり、手話等を覚える授業が活発に行われるようになること」が上位にあげられています。このことから、学校生活を通じた青少年期からの取り組みや地域福祉に生かされるプログラムづくりなどが期待されます。高齢者や障害者が困っていること、それを解消するための手伝いや心配り、コミュニケーションができるように、福祉教育や啓発活動等による心のバリアフリーを推進していくことが望まれます。

※心のバリアフリーとは、「意識上の障壁（バリア・妨げているもの）の除去のこと」です。

#### ①福祉意識の醸成

事業名	内容
ソーシャルインクルージョンの普及・促進（新規）	・さまざまな広報媒体を活用した啓発や福祉教育などを通じてソーシャルインクルージョンの普及に努めます。
ノーマライゼーション理念の普及・促進	・さまざまな広報媒体を活用した啓発や福祉教育などを通じてノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

## ②福祉教育・啓発活動の推進

事業名	内容
福祉教育・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・小・中学校での福祉教育やボランティア体験、一般市民への福祉啓発活動事業として疑似体験を活用するなど、活動の充実を図ります。</li><li>・市の広報やケーブルテレビなどを活用して、福祉啓発活動を推進します。</li></ul>

## ③福祉・健康まつりの拡充

事業名	内容
福祉・健康まつりの拡充	<ul style="list-style-type: none"><li>・多様な団体の参加を促進するとともに、より多くの市民が参加する福祉・健康まつりを目指して拡充を図ります。</li></ul>

## (2) 地域福祉活動の促進

地域の実情にあった支えあいのまちづくりを実現するためには、地域に住む一人ひとりがそれぞれにあった活動に参加し、活動を展開していくことが求められます。市では、できるだけ多くの地域で支えあい活動が活発化するように活動の支援や、活動や交流、啓発の場を提供するなど、地域福祉活動の促進を図ります。

### ①文化センター圏域を活用した福祉活動の推進

事業名	内容
文化センター圏域を活用した福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・文化センターを活用して、圏域で進められる福祉活動の発表の場・機会を提供するほか、生きがい活動の学習、交流事業など、多様な福祉活動の推進を図ります。</li></ul>

### ②交流活動の支援充実

事業名	内容
交流活動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・さまざまな市民が日常的に気軽に交流できるように、文化センター以外の交流の場の確保や活動に対する支援を充実します。</li></ul>

### ③福祉活動推進支援事業の推進

事業名	内容
福祉活動推進支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ひとり暮らし高齢者に対する見守り活動、障害者への日常的な支援活動など、地域の実情に応じた自主的な支えあい活動、福祉ボランティア活動を支援し、支えあいのまちづくりを推進します。</li></ul>

#### ④社会福祉協議会との連携（再掲）

事業名	内容
社会福祉協議会との連携（再掲）	—

### （3）社会参加の促進

多くの市民は教育、文化、スポーツ、社会福祉などの分野で多様な活動を行っており、その活動への参加は、地域でいきいきとした生活を送る上で大切な要因となっています。また団塊の世代の定年退職により、職場から地域への移行が促進されます。市では、団塊の世代に対応した市民活動を支援するため、参加を促す情報提供や相談体制の充実を図るとともに、市内に点在している施設等を活用した社会参加の場と機会の提供に一層努めます。

#### ①団塊の世代の地域参加の促進

事業名	内容
団塊の世代の地域参加の促進	・定年退職した団塊の世代の知識や経験が、地域で活用できる機会の創出や活動の場の提供をしていきます。

#### ②ボランティア活動を通じた生きがいの促進

事業名	内容
ボランティア活動を通じた生きがいの促進	・市、社会福祉協議会が連携して、市民の知識や経験が活用できるボランティア活動の場を拡充します。 ・さまざまな活動を発表、紹介する場を設け、活動内容の拡充を図ります。
生涯現役推進の仕組み（新規）	・市民の知識や経験が活用できるボランティア活動の場を拡充する仕組みを構築します。

#### ③商店会との連携による福祉のまちづくり

事業名	内容
商店会との連携	・商店会の協力を得て、空き店舗などを活用した障害者団体などの製品販売や展示の場、市民が気軽に立ち寄れる場を設置して、社会参加・交流を促進します。

#### ④就業機会の拡大

事業名	内容
就業機会の拡大	・高齢者の持つ豊富な知識や経験を活かせるよう、シルバー人材センターと連携し、社会参加の機会を拡大します。 ・生活指導や作業指導などにより、障害者の自立に向けた支援を推進します。

#### ⑤相談窓口の連携強化

事業名	内容
相談窓口の連携強化 (再掲)	—

### (4) 多様な人材の育成・確保

地域福祉の推進において、サービスや支援を担う人材の育成と確保は極めて重要な課題です。

質の高いサービスの提供や支援に向けて、専門的な福祉事従事者のみならず、サービスの提供を担う人や、地域活動を支える人、サービスをコーディネートする人など専門的な知識や技術をもった人材の育成と確保が求められます。

#### ①専門的な人材確保

事業名	内容
専門的な人材の確保	・保健福祉人材育成センターを活用し、地域の課題を全体的に捉え、福祉活動に参加していくボランティアコーディネーターなど、専門的知識を持った人材を育成します。

#### ②多様な福祉人材の育成・確保

事業名	内容
多様な福祉人材の育成・確保	・幅広い年齢層の参加を促すよう努め、特に定年退職者や子育て経験者の経験や知識・技術を社会的財産として尊重し、その効果的な活用を図ります。
地域コーディネーター (コミュニティ・ソーシャルワーカー)の育成・配置 (新規)	・一人ひとりの状況に応じて必要な支援を組み合わせ提供できるように、福祉サービス全般に精通したコーディネーター(コミュニティ・ソーシャルワーカー)の育成・配置を図ります。

### ③ボランティアセンター事業の拡充

事業名	内容
ボランティアセンター事業の拡充	<ul style="list-style-type: none"><li>・登録ボランティアに対しフォローアップ講座を開催します。</li><li>・幅広い年齢層の参加促進に努め、特に定年退職者や子育て、介護経験のある人の知識や経験を活用するシステムを充実します。</li><li>・ボランティアコーディネーターなど、幅広い人材の確保に努めボランティア活動の充実に努めます。</li></ul>

## 目標5 福祉のまちづくりをめざして（物理的なバリアフリー）

まちには、生活する上で、建築物や道路、交通面等ハード面のさまざまなバリア（障壁・妨げているもの）が存在しています。

近年新築された施設はバリアフリーに整備され、市民の至便に享受していますが、福祉のまちづくり条例の施行以前の施設は、まだまだバリアフリー化が進んでいません。子ども連れ、高齢者、障害者等が利用しやすい施設を提供していく必要があります。

自己実現のため、地域や社会との交流、参加・参画するには移動しやすい環境整備が求められています。主に移動弱者といわれる子どもづれ、高齢者、障害者等のスムーズな移動を支援することを推進することが必要です。

これからは、福祉のまちづくり条例に基づき、良好な生活環境を実現し、市民の主体的な参加・参画による、利用しやすく移動しやすいまちにするために、バリアをなくし、府中市での生活を享受できるように、またバリアを意識しないで暮らせる福祉のまちづくりを推進することが望まれます。

※バリアフリーという言葉は、もともと物理的なバリアフリーを指し、暮らす上で妨げになる建物内にあるバリア（障壁・妨げになっているもの）を除去（取り除く）という意味で、建築用語で使われ始めたものです。ここでは幅広く、まちや建物、交通機関関係での移動の確保や段差解消を指します。

### （1）移動ルートの確保

通学や通院、通勤、買い物、生きがい・健康づくり活動への参加などのため、市民が利用する移動ルートについて、市は、府中市交通バリアフリー基本構想及び事業計画を策定し、移動に関するバリアフリーを推進しています。市民が利用する公共施設のうち、府中駅、府中本町駅、東府中駅、中河原駅の徒歩圏内に、高齢者や障害者の利用が多い施設があります。市民の積極的な社会参加を促すため、点（建物）から線（道路・歩道等）へ、線から面（広場・商店街・地域・市域等）へバリアフリーを推進し、移動ルートを確保していくことが、ますます求められています。

#### ①特定経路、準特定経路、散歩道・買い物ルートの整備促進

事業名	内容
特定経路、準特定経路、散歩道・買い物ルートの重点整備	市民が日常利用する歩道、散歩道、買い物ルートに当たる通路等をバリアフリー化すべき道路として重点的に整備し、移動ルートを確保していきます。

特定経路、準特定経路、散歩道・買い物ルートの詳細マップ作成 (新規)	市民の移動ルートの確認用に、市民が日常利用する歩道、散歩道、買い物ルートに当たる通路等をバリアフリー化すべき道路を示したマップを作成します。
---------------------------------------	--

## ②バリアフリーマップの見直し・充実

事業名	内容
バリアフリーマップの見直し・充実	平成18年に作成したバリアフリーマップを見直し、バリアフリー化の状況にそってマップを改訂していきます。

## (2) 施設

市民が生活するうえで利用する施設として、公共施設、学校、公園・水辺、住宅、民間建築物などがあります。これらの施設を使いやすく移動しやすくすることが求められています。

### ア 公共施設

公共施設のうち、府中駅、府中本町駅、東府中駅、中河原駅の徒歩圏内に、高齢者や障害者等の利用が多い施設があります。既存公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、新規の公共施設のバリアフリー整備の推進が求められます。

#### ①だれでもトイレの整備拡充

事業名	内容
だれでもトイレの整備拡充	高齢者、障害者等の行動範囲を広げるため、「だれでもトイレ」を整備拡充していきます。

#### ②施設のバリアフリー化推進

事業名	内容
既存施設のバリアフリー化推進	バリアフリー化が進んでいない既存施設のバリアフリー化を推進していきます。
公共駐車場のバリアフリー化促進	公共駐車場のバリアフリー化を促進し、車いす利用者の利便に寄与します。
新たな公共施設のバリアフリー整備	公共施設を新築する場合、バリアフリーな施設整備をめざします。

## イ 学校

市が進めるノーマライゼーションの考えに基づき、誰もが利用できる教育施設が必要です。そのため、既存の教育施設のバリアフリー化が課題です。

### ①トイレのバリアフリー化促進

事業名	内容
トイレのバリアフリー化促進	児童・生徒が利用しやすいように、学校のトイレのバリアフリー化を促進します。

### ②エレベーターの設置

事業名	内容
エレベーターの設置（新規）	障害児（者）や車いす利用児（者）の移動を支援するため、エレベーターの設置を推進していきます。

## ウ 公園

市民誰もが、使いやすく楽しく利用できる公園や緑道、水辺が必要です。そのため、移動空間は歩きやすい仕上げの採用や段差をなくし、手すりなど歩くことを支えるものや、疲れたら休息できるベンチや東屋などを整備し、さまざまな市民が楽しく居心地よく利用できる公園や緑道、水辺を提供していきます。

### ①トイレのバリアフリー化拡充

事業名	内容
トイレのバリアフリー化拡充	だれでも利用できるようにトイレのバリアフリー化を順次進めていきます。

### ②ベンチ設置の拡充

事業名	内容
ベンチ設置の拡充	公園や河川ぞいの散策路や通路脇にだれでも休めるベンチを設置し、移動しながら自然や環境を楽しめるように計画していきます。

### ③歩行空間の設備充実

事業名	内容
歩行空間の段差解消の推進	水や生物にも触れることができるように、転倒・転落防止のための階段のスロープ化や園路や通路の付け替えなどに取り組み、歩行空間の段差解消を推進していきます。

## エ 住宅

第2次府中市住宅マスタープランの基本方針の1つに「だれもが将来にわたり定住可能な住まいづくり」を掲げ、「福祉との連携による高齢者や障害者の居住安定の支援」として、バリアフリーの意識啓発や高齢者や障害者に配慮した住宅整備への支援、住宅の整備などの施策を展開しています。今後、高齢社会の進展が見込まれるため、高齢者や障害者に配慮した公的住宅の整備や改修助成がますます必要です。

### ①高齢者・障害者住宅の整備・確保

事業名	内容
高齢者・障害者住宅の整備・確保	高齢者や障害者の居住安定支援のため、高齢者や障害者に配慮した住宅整備への支援や住宅を整備していきます。

### ②住宅改修の支援充実

事業名	内容
住宅改修費助成の拡充	高齢者や障害者の継続した生活を支援するため、住宅のバリアフリー化改修費の助成を拡充していきます。

## オ 民間建築物

規模の大小を問わず、市民が利用する民間建築物のバリアフリー化が必要です。バリアフリー化への整備に向け、基準となる条例や整備指針の普及・啓発や、今後の計画的な整備に向けて、整備の現状把握が必要です。

### ①バリアフリー整備状況調査の実施

事業名	内容
バリアフリー整備状況調査の実施 (新規)	商業施設など民間建築物のバリアフリー整備状況を把握するため、実態調査を実施します。

### ②福祉的環境の整備の推進

事業名	内容
福祉的環境の整備の推進	小規模店舗、診療所等のバリアフリー化を推進するため、改修費の助成を継続します。

### (3) 交通

自己実現のため、地域や社会との交流、参加・参画するには移動空間の確保が重要です。子どもづれや妊婦、高齢者、障害者など移動の困難な方がスムーズに移動できるように、市は、府中市交通バリアフリー基本構想及び整備指針を策定し、重点整備地区を設定してJR東日本、京王電鉄、京王電鉄バスなどの公共交通事業者と連携して協議しながらユニバーサルデザインの考えのもと、バリアフリーを推進しています。

#### ①交通事業者と連携強化

事業名	内容
交通事業者と連携強化	・子どもづれや妊婦、高齢者、障害者など移動の困難な方の利便に寄与するため、駅舎や駅構内の整備等、交通事業者との連携を強化します。
バス停や駅前広場の整備・拡充	・子どもづれや妊婦、高齢者、障害者など移動の困難な方の利便に寄与するため、バス停や、駅前広場を整備・拡充していきます。
福祉移送の支援	・子どもづれや妊婦、高齢者、障害者など移動の困難な方の利便に寄与するため、交通事業者やNPO団体と連携した福祉移送を支援します。
コミュニティバスの充実	コミュニティバスである「ちゅうバス」の利用は増加しており、高齢社会の市民の足として、充実していきます。

#### ②駐輪場の整備拡充

事業名	内容
駐輪場の整備拡充	・駅前や公共施設、公園等に必要な駐輪場を整備拡充していきます。
駐輪場の利用マナー普及・啓発 (新規)	・利用者が、安全に安心して駐輪場を利用できるように、駐輪場での利用マナーの普及・啓発に努めます。

### (4) サイン

まちのバリアフリーについては、案内やサインなどのソフト面では整備が途上であると認識されていることが調査で明らかになりました。

市の取り組みとして、ユニバーサルデザインガイドライン（平成19年）が示され、「福祉のまちづくり条例」では、ハード面とソフト面の連携として「情報のバリアフリー」などについても言及しています。こうしたことからサインは、物事を示すものとして重要です。今後は、さまざまな人にわかりやすいサインを提供していくことが必要です。

### ①サイン整備の拡充

事業名	内容
公共施設のサイン整備の拡充	公共施設はさまざまな市民が利用するため、(仮)カラーバリアフリーガイドラインにそった、見えやすい、わかりやすいサインを整備拡充していきます。
音声サインの拡充	聴覚障害者の安全性、利便性を確保するため、音声によるサインの整備を拡充していきます。

### ②まちのサイン調査の実施

事業名	内容
まちのサイン調査の実施 (新規)	まちなかのサインの現状を把握し、さまざまな市民に見えやすく、わかりやすいサインとするため、調査を実施していきます。

### ③カラーバリアフリーガイドラインの作成(再掲)

事業名	内容
カラーバリアフリーガイドラインの作成(再掲) (新規)	高齢者や視覚障害者・色覚障害者の情報提供に寄与するため、障害や、障害に応じた色彩やデザインを把握し、わかりやすい理解しやすい表現等を記載したガイドラインを作成します。

## (5) 案内・誘導

まちのバリアフリーについては、案内やサインなどのソフト面では整備が途上であると認識されていることが調査で明らかになりました。

市の取り組みとして、ユニバーサルデザインガイドライン(平成19年)が示され、「福祉のまちづくり条例」では、ハード面とソフト面の連携として「情報のバリアフリー」などについても言及しています。スムーズな移動を支援するものとして案内・誘導は、重要です。今後は、さまざまな人に使いやすいわかりやすい案内・誘導を促す取り組みが必要です。

### ①ユニバーサルデザインガイドラインの周知徹底

事業名	内容
ユニバーサルデザインガイドラインの周知徹底	スムーズな移動を支援するため、ユニバーサルデザインガイドラインを市民や職員等関係者に周知徹底していきます。

## ②点字ブロックの整備状況調査

事業名	内容
点字ブロックの整備状況調査 (新規)	市内の点字ブロックの整備状況を把握するため、整備状況調査を実施します。

## ③音声案内装置の普及

事業名	内容
音声案内装置の普及	聴覚障害者の安全性や利便性のため、音声誘導案内や信号機等の装置を普及していきます。

## ④カラーバリアフリーガイドラインの作成(再掲)

事業名	内容
カラーバリアフリーガイドラインの作成(再掲) (新規)	高齢者や視覚障害者・色覚障害者の情報提供に寄与するため、障害や、障害に応じた色彩やデザインを把握し、わかりやすい理解しやすい表現等を記載したガイドラインを作成します。



## 第5編 計画の推進体制

## 第5編 計画の推進体制

社会情勢や経済状況の変化、法制度の動向など、福祉を取り巻く状況はこれからもさらに変わっていくことが予想されます。

府中市では、こうした状況をふまえ市民の福祉ニーズに対応するとともに、市民自らが福祉の担い手となって関係機関や事業者、行政とも協働し、福祉を通して豊かな地域社会のあり方を考え、実践していくために、計画の推進体制を充実するとともに、継続的な計画評価と見直しを行います。

### 1 地域に密着した福祉の展開

---

これからの福祉の方向性として、地域の中でサービスの受け手と担い手が協働できること、そのためには地域で分野横断的な相談やサービスが展開され、小規模だが多機能なサービスが展開され、地域密着性が高いことが重要となってきます。

そうした福祉が実現されるよう、府中市の福祉が歩んできた歴史をふまえながら、既存の活動、拠点の見直しを行い、新しい仕組みや活動を具体化させていきます。

そのためには、今回策定した圏域ごとに社会福祉協議会等とも連携しながら、実施計画等の立案と推進方法、担い手の育成、市民参加のあり方、拠点の整備なども検討します。

### 2 市民等との協働による推進

---

計画を推進するにあたっては、「自助・共助・公助」の考えのもと、市民、関連機関、事業者、市のそれぞれの役割を明確にし、連携しながら推進していきます。

#### (1) 市民の「自助」を支援するための情報、相談体制の充実

市民がどのような状況にあっても自分らしく自立（自律）し、いきいきと暮らしていけるような、あるいは障害を予防できるよう、市民自らの取組みに対する情報や相談体制を充実します。そのためには、市民のニーズを把握しながら、活動の手助けとなる様々な情報等の提供を行います。

#### (2) ともに支え合い、助け合う「共助」の仕組みづくり

地域の中で、ともに支え合い、助け合うための「共助」の仕組みをつくります。そのためには、意見の交換や、情報を共有する場を充実し、「みんなで作る人にやさしい、まちづくり」の実現に向けて、市民、関連機関、事業者、市と連携していきます。

### (3) 「公助」のためのサービス基盤の充実

各種のフォーマルなサービスについては、さらなる基盤整備を進め、事業者の育成、人材確保等を展開します。

## 3 横断的な庁内推進体制の整備

生活課題や福祉課題はいつそう複雑化しており、解決に向けた取組みも、総合的な対応が求められてきています。

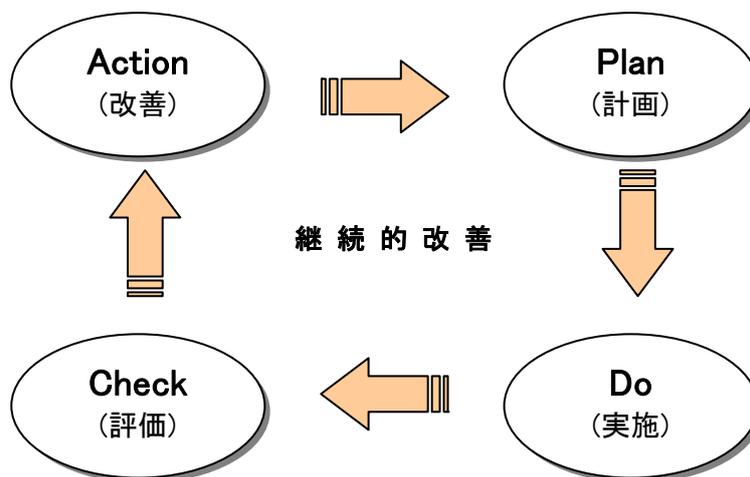
そのため福祉計画の策定にあたっては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会、障害者計画・障害福祉計画推進協議会、次世代育成支援行動計画推進協議会、福祉のまちづくり推進審議会を継続していくこととあわせ、庁内の推進体制も継続的に展開していくことが重要です。

さらには福祉分野のみならず、住宅・まちづくり分野も含めた横断的な組織をつくります。計画推進体制としてのみならず、プロジェクトチームとして地域住民のニーズを横断的に捉え、問題意識を醸成し、検討の場をつくり、さまざまな出会いの場を支援し、事業を具体化していく推進体制が必要です。

## 4 PDCA サイクルの仕組みの構築

各推進協議会では、委員の市民参加も得ながら、中立的、客観的な視点に立って、計画を評価を行います。府中市では、総合計画で「PDCA サイクル (Plan・Do・Check・Action)」の仕組みを構築することとなっていますが、福祉計画においても市民と協働しながら施策・事業の「計画⇒実施⇒評価⇒改善」を一体的に推進します。

<「PDCA サイクル」の仕組み>



## 5 活動財源の確保

---

福祉推進のためには、様々な活動を支える地域福祉人材養成研修、先駆的な住民活動団体への助成など、支援のための財源の確保は重要です。

今後は市民の提案を受けて協働で問題解決をしていくための提案型助成のあり方も含め、活動財源の確保策を検討します。

## 6 東京都や国への要望

---

府中市ではこれまでも、近隣市長会等とも連携して国に対する働きかけを行ってきました。

今後も引き続き、福祉の円滑な推進に向けて、東京都や国に対して積極的に提言、働きかけを行っていきます。

## 参 考 资 料

# 参考資料

## 1 府中市福祉のまちづくり推進審議会・同小委員会

### (1) 委員名簿

	氏名	所属
	井口 直樹	公募市民 ※
	上野 広美	社会福祉法人 多摩同胞会 信愛泉苑 事務長
	加藤 良三	府中視覚障害者福祉協会 会長
	小嶋 澄子	府中市聴覚障害者協会 情報文化部長
	小松 貞春	府中市自治会連合会 福祉対策部長
	島中 弘	府中市医師会 理事
	下條 輝雄	府中市身体障害者福祉協会 会長
○	鷹野 吉章	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 理事・研究員・事務局次長 ※
	津田 朱實	府中市民生委員児童委員協議会 第3地区 副会長
	堤 薫	むさし府中商工会議所 専務理事
	長島トヨ	老人クラブ連合会 女性部長
	林 静枝	公募市民
	村越ひろみ	市立小中学校PTA連合会
	山村 一生	府中市社会福祉協議会 在宅福祉部次長 ※
◎	和田 光一	創価大学文学部社会学専修 教授 ※

◎会長、○副会長 ※小委員会委員(敬称略)

### (2) 検討経過

#### ① 府中市福祉のまちづくり推進審議会

開催日時	検討内容	資料
平成19年度 第1回	1.開会 2.委嘱状交付 3.あいさつ 4.委員紹介 5.事務局紹介 6.議題 (1)正副会長選任 7.報告 (1)福祉のまちづくり条例について (2)平成18年度福祉のまちづくりに関する実績について (3)福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについて (4)府中市福祉計画・地域福祉計画について (5)府中市都市計画に関する基本的な方針について (6)その他	1. 福祉のまちづくり条例について 2. 平成18年度福祉のまちづくりに関する実績 3. 福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについて 4. 府中市福祉計画・地域福祉計画について 5. 府中市都市計画に関する基本的な方針について

	5.閉会	
開催日時	検討内容	資料
第2回  平成 19 年 7 月 20 日(金) 午後 1 時半～	1.開会 2.報告 (1)平成 18 年度府中市交通バリアフリー特定事業計画の実施について (2)平成 17 年度中高層建築物に係る指導実績及び完了確認について (3)府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについて (4)前回審議会の報告事項について 3.議題 (1)議事録の公開方法について (2)府中市福祉計画改訂に係るアンケート調査項目について 4.その他 ・第 3 回及び第 4 回審議会開催日時 5.閉会	1.平成 18 年度府中市交通バリアフリー特定事業計画の実施について 2.平成 17 年度中高層建築物に係る指導実績及び完了確認について 3.府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについて 4.前回審議会の報告事項について 5.議事録の公開方法について 6.府中市福祉計画改訂に係るアンケート調査項目について
第3回  平成 19 年 8 月 28 日(火) 午前 10 時～	1.開会 2.議題 (1)第 2 回福祉のまちづくり推進協議会議事録の確認 (2)府中市福祉計画改訂に係るアンケート調査項目について 3.その他 4.閉会	1.第 2 回福祉のまちづくり推進協議会議事録 2.地域福祉計画・調査票へのご意見 3.府中市福祉計画(地域福祉)調査(案) 4.地域福祉計画アンケート調査項目一覧
第4回  平成 20 年 2 月 14 日(木) 午前 10 時～	1.開会 2.議題 (1)府中市福祉のまちづくり推進協議会スケジュールについて (2)府中市福祉計画改訂に係るアンケート調査結果等について (3)その他 ・第 3 回福祉のまちづくり推進協議会議事録の公開について ・平成 20 年度第 1 回審議会日程 3.その他 4.閉会	1.府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュール(案) 2.「府中市福祉のまちづくり推進計画」のあらまし(案) 3.府中市における「地域福祉・福祉のまちづくり」に関する現況(案) 4.府中市福祉計画(地域福祉)調査結果の概要 5.府中市福祉計画(地域福祉)調査報告書(案)
平成20年度 第1回  平成 20 年 5 月 15 日(木) 午前 10 時～	1.開会 2.議題 (1)会議録の確認について (2)府中市福祉計画調査報告書について (3)府中市地域福祉計画の素案の検討について (4)その他 3.閉会	1.第 4 回福祉のまちづくり推進協議会議事録 2.府中市福祉計画改訂スケジュール(案)(平成 19 年度～20 年度) 3.府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュール(案) 4.府中市福祉計画調査からみた課題 5.府中市地域福祉計画の考え方と施策の方向について 素案

開催日時	検討内容	資料
平成 20 年度 第 2 回  平成 20 年 7 月 16 日(木) 午前 10 時～	1.開会 2.議題 (1)会議録の確認について (2)府中市地域福祉計画の素案の検討について (3)パブリックコメントに 3.閉会	1.第 4 回福祉のまちづくり推進協議会議事録 2.府中市福祉計画・地域福祉計画の考え方と施策の方向について 素案

### ① 府中市福祉のまちづくり推進審議会小委員会

開催日時	検討内容	資料
第 1 回  平成 20 年 1 月 31 日(木) 午前 10 時～	1.開会 2.あいさつ 3.議題 (1)府中市福祉のまちづくり推進計画について (2)その他 ア 次回の予定について 4.閉会	1.府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュール(案) 2.「府中市福祉のまちづくり推進計画」のあらまし(案) 3.府中市における「地域福祉・福祉のまちづくり」に関する現況(案) 4.府中市福祉計画(地域福祉)調査結果の概要
第 2 回  平成 20 年 3 月 28 日(金) 午前 10 時～	1.開会 2.あいさつ 3.議題 (1)府中市福祉のまちづくり推進計画について (2)その他 4.閉会	1.府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュール(案) 2.「府中市福祉のまちづくり推進計画」の構成(案) 3.地域福祉計画・福祉のまちづくり計画に関する他分野計画との関係について 4.基本目標(案)

## 2 アンケート調査の概要

---

調査の目的	府中市が今後策定する地域福祉計画などに役立てるため、市民の地域福祉に関する意見、要望を把握することを目的とする。
調査対象	市内に居住する20歳以上の市民3,000名を 平成19年9月30日現在で住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	アンケート調査・郵送法(督促礼状1回送付)
調査期間	平成19年10月9日～10月26日
調査結果	回収数 1,638件(回収率 54.6%) 有効回収数 1,638件(有効回収率 54.6%)

府中市福祉計画・地域福祉計画

素案

平成20年7月

発行： 府中市 福祉保健部 地域福祉推進課  
〒183-8703 府中市宮西町2丁目 24 番地  
TEL 042(335)4182(直通)